

4月企画運営委員会次第

日 時 平成30年4月12日(木)14:30～
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 新企画運営委員会への辞令交付
 - (2) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
 - (3) 平成29年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - (4) 第52回神奈川県保育事業大会の開催について
 - (5) 第59回関東ブロック保育研究大会について
 - (6) 平成30年度全国保育協議会表彰について
 - (7) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 17-41～43 18-01～02
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

○企画運営委員会歓送迎会
ホテルプラム2階「バレ・ロワイヤル」

※5月企画運営委員会(予定)
平成30年5月17日(木)14:30～ 県社会福祉会館2階第2会議室

平成 30 年 4 月 12 日

県保育会企画運営委員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

第 62 回全国保育研究大会における
全国保育協議会会長表彰の推薦について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当保育会の事業推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 10 月 24 日（水）～10 月 26 日（金）に神奈川県川崎市で開催されます第 62 回全国保育研究大会において、標記の表彰式が行われます。

つきましては、全国保育協議会から「全国保育協議会会長表彰の推薦について」依頼がありましたので、各地区内の適格者の推薦についてお取り計らいいただき、別添の推薦書によりご推薦賜りますようお願い申し上げます。

なお、候補者の総数が推薦枠を越えた場合は、神奈川県保育会表彰選考委員会において調整させていただきますので、予めご了承ください。

また、参考までに本県の過去の表彰者名簿を添付します。

- 1 表彰対象者 別添「全国保育協議会表彰規定」および「全国保育協議会会長表彰の推薦にあたって」をご参照ください。
なお、県保育会の永年勤続表彰を受けていること
- 2 推薦枠 神奈川県全体 6 人
- 3 推薦順位について
候補者が複数の場合は、必ず推薦順位をつけてください。
- 4 推薦書締切日及び送付先
平成 30 年 4 月 27 日（金） 神奈川県保育会事務局必着

【事務局】〒211-0844

横浜市神奈川区沢渡 4-2 神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会事務局

E-mail : kenho@hoiku-kanagawa.jp

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

全国保育協議会会長表彰候補者推薦書

推薦順位 _____

平成 30 年 4 月 1 日現在

ふりがな					大正・昭和 年 月 日生 (どちらかに○をつけてください)	
氏 名						
法人名				職 名 *法人役員(例:理事長)のみでは推薦の対象外です		
施設名(勤務先) *公立の場合は、市町村名からご記入ください						
施設の住所	〒 _____					
	TEL _____		FAX _____			
勤続年月数 ※	就任(職) (西暦)年月日	退任(職) (西暦)年月日	勤続年数	施 設 名	役 職	
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
	年 月 日	年 月 日	年 ヶ月			
		現在に至る				
		(通算合計) 年 ヶ月				
	功績の概要	*必ずご記入ください(200字程度)。				
表彰歴	*右記の表彰等を受けた方は、対象外となります。		(1) 叙勲・褒章を受賞された方 (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方 (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方 (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方			

※勤続年月数＝他の認可保育所等に勤務した経験年数も含め、認可保育所等での勤務期間を記入し、最後に通算の年数をご記入ください。また、非常勤での勤務の場合は役職の欄に(非常勤)と記入し、常勤の勤務期間として換算を行った年数を通算合計に反映させてください。自治体の行政職として勤務していた期間は勤続年数として含まれません。

※本推薦書に記載された内容は、表彰審査、会長表彰名簿の作成等、全国保育協議会会長表彰に関わる用途に限り活用させていただきます。

神奈川県保育会理事長 殿

平成 30 年 月 日

市町名 _____

推薦者氏名 _____

印 _____

全国保育協議会表彰規程

第一章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、保育事業の推進に寄与し、その功績が顕著な者に対し、本会会長（以下「会長」という）が表彰し、または感謝を表することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 全国保育協議会会長表彰
- (2) 全国保育協議会特別感謝
- (3) 全国保育協議会顕彰

(表彰の方法)

第3条 この規程による表彰は毎年全国保育研究大会において行う。

(表彰審査委員会)

第4条 本会に表彰審査委員会を置く。

2. 前項の表彰審査委員会は、全国保育協議会会長表彰、特別感謝、顕彰について各都道府県・指定都市社会福祉協議会保育協議会長から提出された推せん書等により、その功績審査を行い、会長に答申するものとする。

第二章 全国保育協議会会長表彰

(表彰の対象)

第5条 会長表彰の対象は、「全国保育協議会会則第4条に定める会員保育所等の範囲に関する規程」に定める全国保育協議会会員保育所等の施設長または職員であり、当該年4月1日において次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 常勤職員として通算20年以上会員保育所等に勤務しているもの。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

- (2) 保育協議会または保育士会の活動において功績顕著なるもの。
- (3) 現職のもの。

2 ただし、前号に規定する対象のうち、次の各号に該当するものは、表彰の対象から除外するものとする。

- (1) 叙勲、褒章、受章者
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会長表彰を受けた者
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた者
- (5) 法人役員

(候補者の推せん)

第6条 候補者の推せんは、全国保育協議会会則第3条に定める都道府県・指定都市保育協議会ごとに行うものとし、各都道府県・指定都市保協会長またはこれに準ずるものが推せんするものとする。

2. 前号による推せん人数は、会員保育所数 50 か所まで1名とし、50 か所毎に1名増やすことができる。

3. 当該年に全国保育研究大会を開催する都道府県・指定都市は前項の規定の2倍の数を限度に推せんすることができる。

第三章 全国保育協議会特別感謝

(特別感謝の対象)

第7条 本会協議員として2期(4年)以上協議員の任にあるものが退任した際に、特別感謝状を贈呈する。

2. なお、該当者が死亡された場合も同様とする。

3. 第8条に示す全国保育協議会顕彰を受彰したものは除く。

第四章 全国保育協議会顕彰

(顕彰の対象)

第8条 顕彰の対象者は以下のものとする。

(1) 全国保育協議会協議員として15年以上在任した者

(2) または同正副会長として10年以上在任したもの

附 則

平成21年3月13日 表彰等規程、感謝状に関する規程、顕彰に関する規程を統合し、一部改正

全国保育研究大会被表彰者名簿

推薦参考資料

大会回数	平成年度	氏 名		(敬称略)
45	13	永野知子 (平塚)	小林祐子 (相模原)	関口 忍 (平塚)
		橋都広子 (座間)	広田修平 (横須賀)	草山 充 (秦野)
46	14	椎野絹子 (平塚)	服部トミ子 (海老名)	平岩陽子 (座間)
		浜田はる子 (横須賀)	関屋啓子 (綾瀬)	河野チヨセ (藤沢)
47	15	中山洋子 (座間)	山本幸子 (藤沢)	河島末江子 (茅ヶ崎)
		小峰照江 (横須賀)	田村真智子 (鎌倉)	横尾智子 (秦野)
48	16	小林勇次郎 (横須賀)	佐藤蘭子 (横須賀)	谷河淳子 (平塚)
		井上文子 (藤沢)	桐原みさ子 (寒川)	大矢敏代 (愛川)
49	17	高沢美智子 (大和)	遠山由美子 (座間)	臼井美佐子 (平塚)
		川口和子 (藤沢)	宍戸澄代 (横須賀)	渡部貞江 (横須賀)
50	18	吉岡昌子 (大井)	池田紀子 (小田原)	石野美保子 (南足柄)
		大塚照子 (愛川)	大島陽子 (藤沢)	菱刈直美 (平塚)
		門松晴美 (湯河原)		
51	19	門田敦子 (南足柄)	阿部和子 (横須賀)	浜岡公枝 (大和)
		甘利和代 (愛川)	立石孝江 (厚木)	安藤多津子 (横須賀)
52	20	渡邊迪子 (座間)	津谷悦子 (藤沢)	猪狩イト子 (南足柄)
		鎌田初子 (秦野)	堀之内美津子 (平塚)	光武さとみ (逗子)
		金野直美 (藤沢)		
53	21	磯野タズ子 (座間)	青山文子 (鎌倉)	横尾芳子 (平塚)
		西村澄子 (大和)	小林俊子 (秦野)	木村アイ子 (愛川)
54	22	石塚康子 (座間)	近藤正代 (平塚)	鈴木恵美子 (大和)
		原智子 (愛川)	坂口紀恵 (横須賀)	
55	23	河野敦子 (座間)	中島利子 (小田原)	木藤美江子 (愛川)
		名川比呂美 (湯河原)	三橋幸恵 (中井)	
56	24	久場愛子 (横須賀)	平本博子 (大和)	山口良子 (厚木)
		林まち子 (海老名)	林綾子 (愛川)	
57	25	滝沢紀美子 (座間)	安藤らん子 (大和)	平川晴美 (愛川)
		渡部俊賢 (横須賀)	武藤初美 (綾瀬)	
58	26	富田弘美 (鎌倉)	保住みすみ (座間)	萩原敬三 (伊勢原)
		高木益代 (愛川)	野田佐智子 (綾瀬)	大林敏子 (大和)
59	27	高松一枝 (座間)	大芝和枝 (横須賀)	渥美敏子 (愛川)
		高橋仁史 (伊勢原)	加藤秀美 (小田原)	石渡小苗 (鎌倉)
60	28	安斉和恵 (座間)	山田早苗 (愛川)	原田由美 (茅ヶ崎)
		都築頭道 (小田原)	笹野つる子 (綾瀬)	
61	29	當眞えり子 (大和)	江成玲子 (座間)	岡本多鶴子 (愛川)
		藤代裕子 (藤沢)	田代由佳理 (横須賀)	三橋貴文 (茅ヶ崎)

全国保育協議会会長表彰の推せんにあたって

1. 全国保育協議会会長表彰の候補者

一施設に限らず、保育所・認定こども園等の職員（保育士・保育教諭等の職に限らず）として20年以上勤務している方は、全国保育協議会会長表彰（以下、表彰）の対象者となります。但し、平成30年4月1日現在において、現職でない（会員施設に所属していない）場合は、表彰の対象外となります。

2. 表彰候補者の推せん枠数

別紙「平成30年度全国保育協議会会長表彰者推せん枠数」をご参照ください。

3. 表彰の対象外

以下の事項に該当される方は、表彰の対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 叙勲・褒章を受章された方
- (2) 社会福祉関係功労者として、厚生労働大臣表彰および厚生労働大臣感謝状を受けた方
- (3) 全国社会福祉協議会会長表彰を受けた方
- (4) 全国保育協議会会長表彰を受けた方
- (5) 法人役員（理事長兼所長のように、現職を兼務している場合は表彰の対象となります）

※ 参考：全国保育協議会表彰規程 第5条

「会長表彰の対象は、（中略）会員の所（園）長または職員であり、（以下略）」

4. 勤続年数について

- (1) 保育所・認定こども園等以外の施設に勤務していた期間は、勤続年数として含まれません。
- (2) 自治体の行政職として勤務していた期間は、勤続年数として含まれません。
- (3) 非常勤職員としての雇用期間は、常勤換算を行ってください。
- (4) 育児休業および介護休業期間については、勤続年数として含めます。

5. その他

- ・ 受賞者名簿作成上必要となりますので、「推せん順位」を必ずご明記ください。
- ・ 「功績の概要」についても、必ずご記入ください（200字程度）。
- ・ ご記入にあたっては、楷書ではっきりとご記入願います。
- ・ お手数ですが、「全国保育協議会会長表彰候補者推せん書」は必要枚数分を複写してご使用ください。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

◆ 「処遇改善等加算Ⅱ」の運用の見直しが示される…………… 1

◆ 「処遇改善等加算Ⅱ」の運用の見直しが示される

平成30年3月7日（水）、内閣府・厚生労働省・文部科学省は、事務連絡「処遇改善等加算Ⅱの運用の見直しについて」を発出しました。

この見直しは、「平成30年度以降」の取扱いであり、内容の詳細は追って示される予定ですが、その概要について各都道府県に対し説明されたものです。通知の項目等は、下記をご参照ください。

【全保協事務局整理】

事務連絡「処遇改善等加算Ⅱの運用の見直しについて」の概要

1. 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の見直しについて

① 「副主任保育士（専門リーダー）」等については、「人数A÷2（一人未満の端数切り捨て）」人に、月額4万円の改善をした上で、人数Aの残りの加算額を「職務分野別リーダー」等に配分可能とする。

⇒別紙資料「保育園をモデルとした場合」2枚目の「改善点1」参照

【全保協事務局注】

人数Aが5人の場合、2人に「副主任保育士（専門リーダー）」を発令し、月額4万円を支給した上で、残りの加算額を「職務分野別リーダー」に配分可能。

② ①の配分を行う場合、「職務分野別リーダー」の配分人数は「人数B」を超えてもよい。また、「副主任保育士」等の賃金改善額のうち、最も低い額を超えない範囲内で、月額5千円を超えてもよい。

⇒別添資料「保育園をモデルとした場合」2枚目の「改善点2」参照

【全保協事務局注】

人数Bの数以上に「職務分野別リーダー」の人数を増やすことが可能。平成29年度に「副主任保育士（専門リーダー）」を発令したものの、月額4万円を支給で

きていない職員を「職務分野別リーダー」として発令し直し、研修要件を緩和することができる。人数Bの人数を減らすことはできない。

- ③ 2022年度までの時限措置として、処遇改善等加算Ⅱによる加算額の総額の20%を、同一事業所内（同一法人内）で施設・事業所をまたぐ配分を可能とする。

⇒別添資料「保育園をモデルとした場合」2枚目の「改善点3」参照

【全保協事務局注】

同一法人内の保育所、認定こども園等の中で「処遇改善等加算Ⅱ」の「対象範囲内」で配分が可能（法人内全体での処遇改善が確認される）。事業所の対象範囲などは、追って発出される通知で確認が必要である。

2. 「別に定める研修」（保育士等キャリアアップ研修等）について

- ① 2022年度を目途に研修の必須化をめざし、2021年度までは研修要件を課さない。各都道府県では2022年度からの必須化をめざし、研修の実施に計画的に取り組むとともに、各事業所では職員の研修受講に取り組むこと。
- ② 各都道府県に対しては、2018年度から2021年度までの4年間の分野別の研修実施計画（保育士等キャリアアップ研修実施計画）の作成を求めることを予定している。

詳細は、別添の「処遇改善等加算Ⅱの運用の見直しについて」と図表の資料をご確認ください。

保育士等の技能・経験に応じた処遇改善の運用の見直しについて

- 保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じてキャリアアップできる組織体制の整備を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱについて、運用の柔軟化を図る。

自治体は保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

○ 例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)

(定員規模に応じた人数は、別紙参照)

※ 副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者

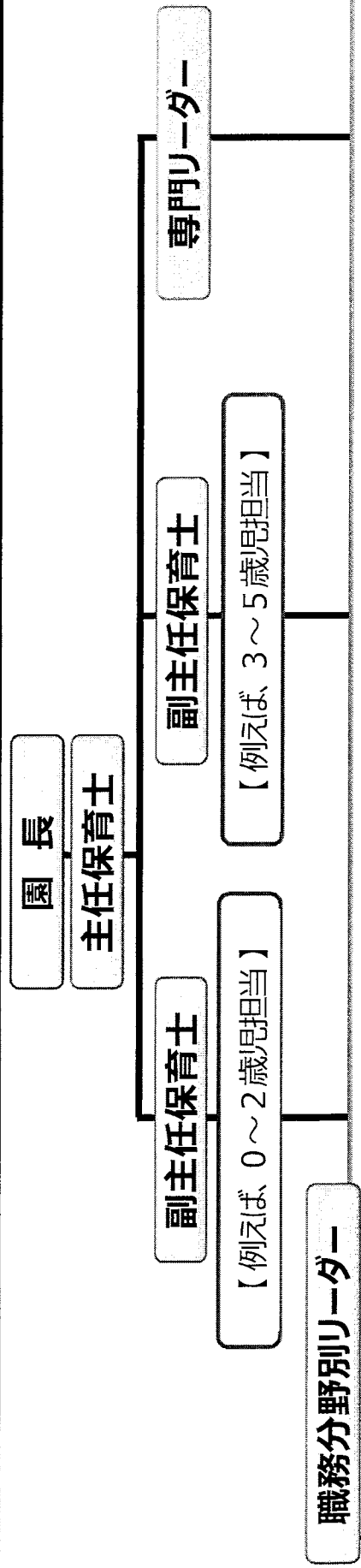
※ 専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者

○ 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)

※ 職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者

⇒ 処遇改善等加算Ⅱの加算要件は、研修の受講を促進し、2022年度を目的に、研修受講の必須化を目指す。

(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、2022年度からの必須化を判断)



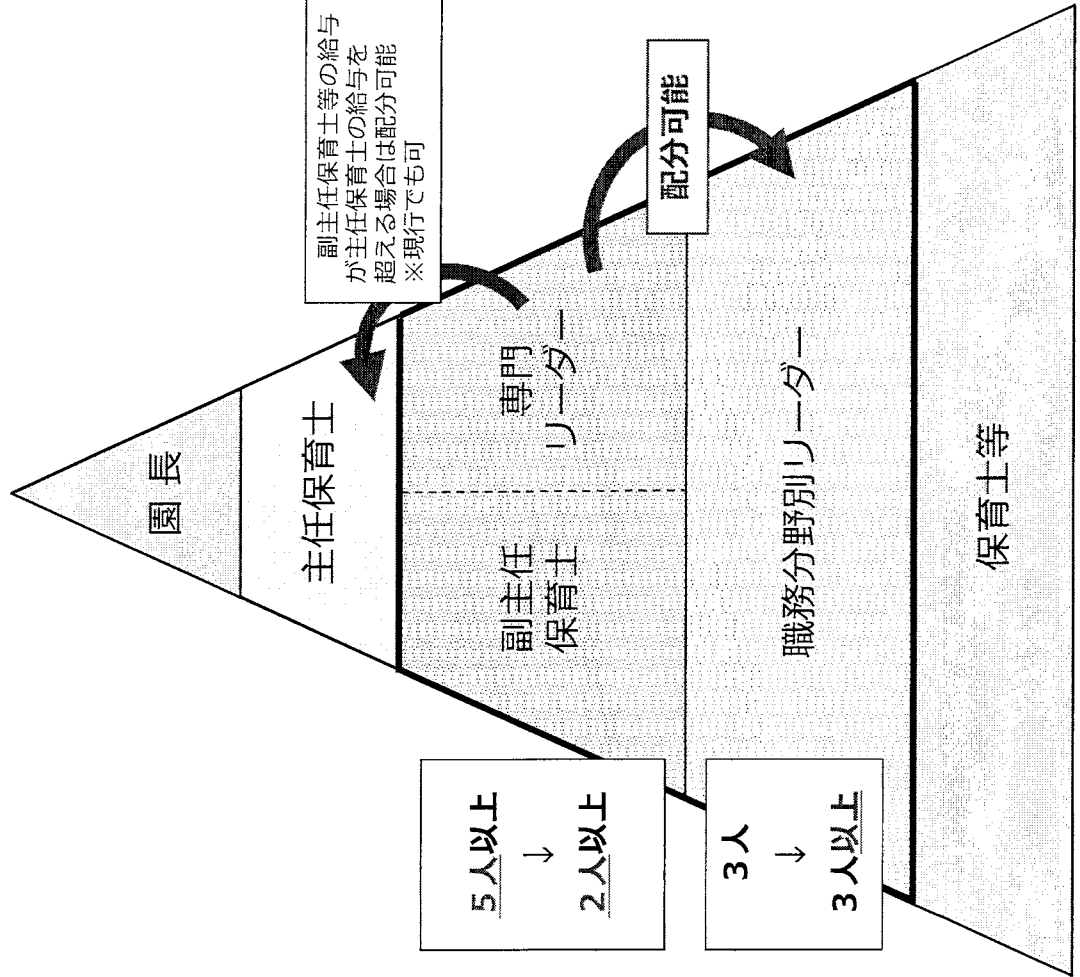
- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直し(案)

＜定員90人(職員17人※)の保育園モデルの場合＞

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

(配分方法の見直し)



＜副主任保育士又は専任リーダー：加算額20万円(4万円×5人)＞

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専任リーダーのみに配分可能(配分人数及び額は事業者において判断)

【改善点1】

12万円については、職務分野別リーダーにも配分可能

＜職務分野別リーダー：加算額1.5万円(5千円×3人)＞

3人の職務分野別リーダーに月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに月額5千円以上(ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額)

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円(20万円+1.5万円)の20%について、同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能(2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。)

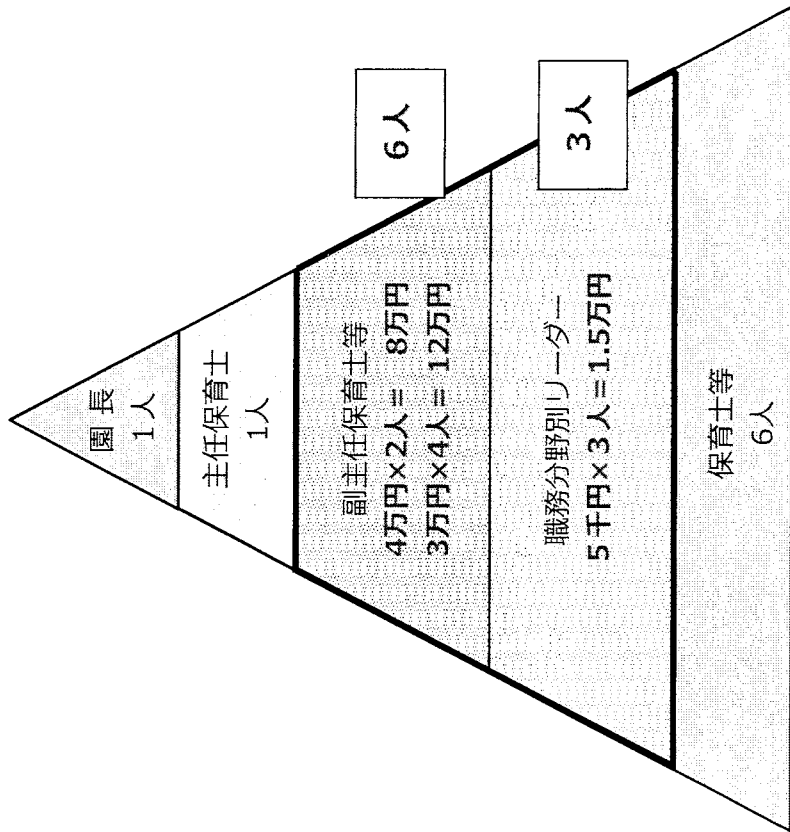
処遇改善等加算IIの運用改善の具体的な例（案）

<定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合>

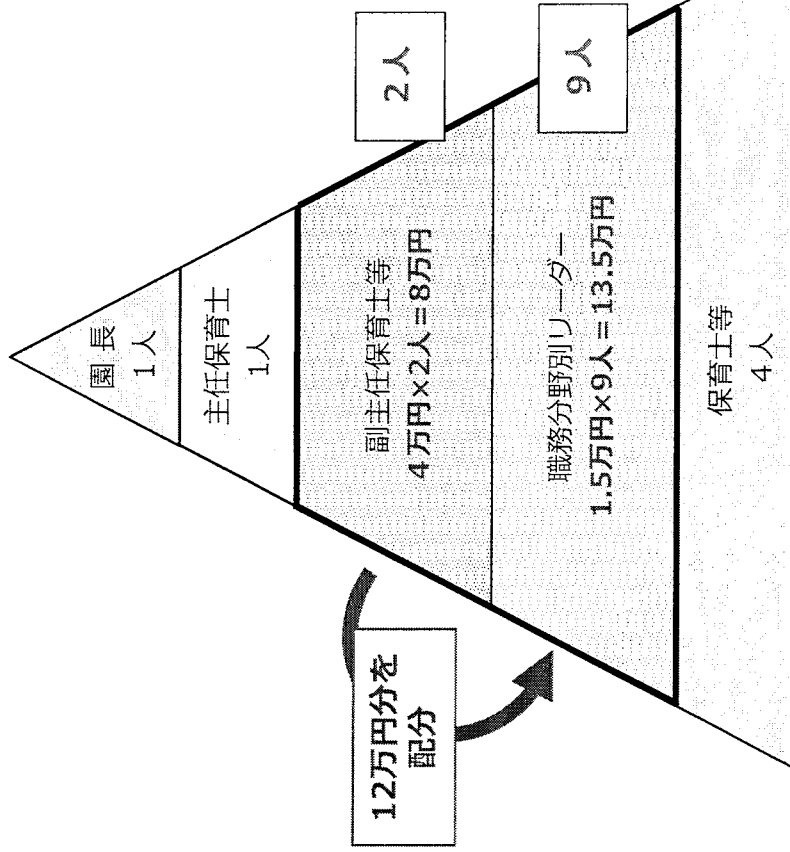
※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

例 若手保育士の多い保育園の場合

【現 行】



【見直し後】



(別紙) 定員規模に応じた処遇改善等加算Ⅱの加算対象者の人数及び配分方法

定員	公定価格上の職員数 (以園員及び主任保育士を含む)	処遇改善等加算Ⅱの対象人数 (及びその額)	必ず4万円の処遇改善が必要な人数	見直し後における副主任保育士等の人数	見直し後に円化する職員分野別の人数
30人	9人	4万円 2人 5千円 1人 (計 8万5千円)	2人のうち1人	1人以上	1人以上
60人	14人	4万円 4人 5千円 2人 (計 17万円)	4人のうち2人	2人以上	2人以上
90人	17人	4万円 5人 5千円 3人 (計 21万5千円)	5人のうち2人	2人以上	3人以上
120人	21人	4万円 6人 5千円 4人 (計 26万円)	6人のうち3人	3人以上	4人以上
150人	24人	4万円 7人 5千円 4人 (計 30万円)	7人のうち3人	3人以上	4人以上
180人	28人	4万円 9人 5千円 5人 (計 38万5千円)	9人のうち4人	4人以上	5人以上

※上記の利用児童の年齢構成が平均の場合であり、利用児童の年齢構成により職員数は異なる。

事 務 連 絡
平成 3 0 年 3 月 7 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

処遇改善等加算Ⅱの運用の見直しについて

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等（私立保育所に対する委託費及び地域型保育給付を含む。）に係る処遇改善等加算Ⅱについては、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年 3 月 31 日付け府政共生第 349 号・26 文科初第 1463 号・雇児発 0331 第 10 号・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）文部科学省初等中等教育局長厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「加算通知」という。）において、その取扱いをお示ししているところですが、処遇改善等加算Ⅱの平成 30 年度以降の取扱いについて、運用の見直しを予定しております。

下記のとおり、当該見直しの内容を予めお示ししますので、各都道府県におかれては、貴管内の市区町村、事業者等への周知をお願いします。

なお、見直しの内容の詳細については、追ってお示しする予定としておりますので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の見直しについて

以下の①～③のとおり、処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の見直しを行うこと。

① 副主任保育士等の賃金改善のための加算額について、月額 4 万円の賃金改善を加算通知の「人数 A ÷ 2（一人未満の端数切り捨て）」人の副主任保育士等に対して行った上で、残りの加算額については、従来は職務分野別リーダー等への配分を認めていなかったところ、職務分野別リーダー等に配分することを可能とすること。【別添資料中改善点 1 参照】

② ①により職務分野別リーダー等に配分を行う場合には、職務分野別リーダー等の賃金改善のための加算について、以下のとおり見直すこと。

- ・配分人数について、従来は加算通知の「人数B」に固定されていたところ、加算通知の「人数B」を超えてもよいこと
- ・また、賃金改善額については、従来は月額5千円に固定されていたところ、副主任保育士等に対する賃金改善額のうち最も低い額を超えない範囲内で月額5千円を超えてもよいこと

【別添資料中改善点2参照】

- ③ 処遇改善等加算Ⅱの加算額については、同一事業者内の施設・事業所をまたぐ配分を認めていなかったが、2022年度までの時限措置として、処遇改善等加算Ⅱによる加算額の総額の20%については、同一事業者内で施設・事業所をまたぐ配分を可能とすること。【別添資料中改善点3参照】

別添資料で示しているものは、定員90人の保育所の場合での例示であり、加算対象者の人数や配分方法については、各施設の規模、利用児童の年齢構成等により異なることに留意すること。

- (※) 例えば、定員30名（公定価格上の職員9名（園長及び主任保育士を含む）の保育所モデル（副主任保育士等の賃金改善のための加算額8万円（4万円×2人）、職務分野別リーダーの賃金改善のための加算額5千円（5千円×1人））の場合では、
- ・4万円の賃金改善を行う副主任保育士等が1人以上
 - ・副主任保育士等の配置が1人以上
 - ・職務分野別リーダー等の配置が1人以上

となる。

今般の配分の見直しにより、1人の副主任保育士等に4万円の賃金改善を行った場合、残りの加算額（4万円）については、職務分野別リーダー等に配分することが可能となる。

定員規模に応じた処遇改善等加算Ⅱの対象人数の例については、別添資料4ページを参照すること。（金額は全て月額）

なお、特定教育・保育施設及び地域型保育事業所について、同様の見直しを行うこと

2. 加算通知の「別に定める研修」について

(1) 「別に定める研修」の受講の必須化について

処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修に係る要件については、2022年度を目途に当該要件の必須化を目指すこととし、2021年度までの間は当該要件を課さないこととする。研修に係る要件の2022年度からの必須化については、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、判断すること。

各都道府県におかれては、2022年度からの研修に係る要件の必須化を目指し、保育士等キャリアアップ研修の実施に計画的に取り組むとともに、各事業所におかれては、職員の研修受講に取り組まれないこと。

(2) 都道府県における保育士等キャリアアップ研修実施計画の作成について

研修に係る要件の必須化を目指すに当たり、保育士等キャリアアップ研修の実施体制の整備を計画的に進めていく必要があることから、各都道府県に対しては、2018年度から2021年度までの4年間の分野別の研修実施計画の作成を求めることを予定しており、追って通知すること。

【照会先】

(処遇改善等加算に関する事)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付
代表 03-5253-2111 (内線 38344、38347、38351)

(幼稚園に関する事)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
直通 03-6734-2714

(保育所に関する事)

厚生労働省子ども家庭局保育課
代表 03-5253-1111 (内線 4855)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

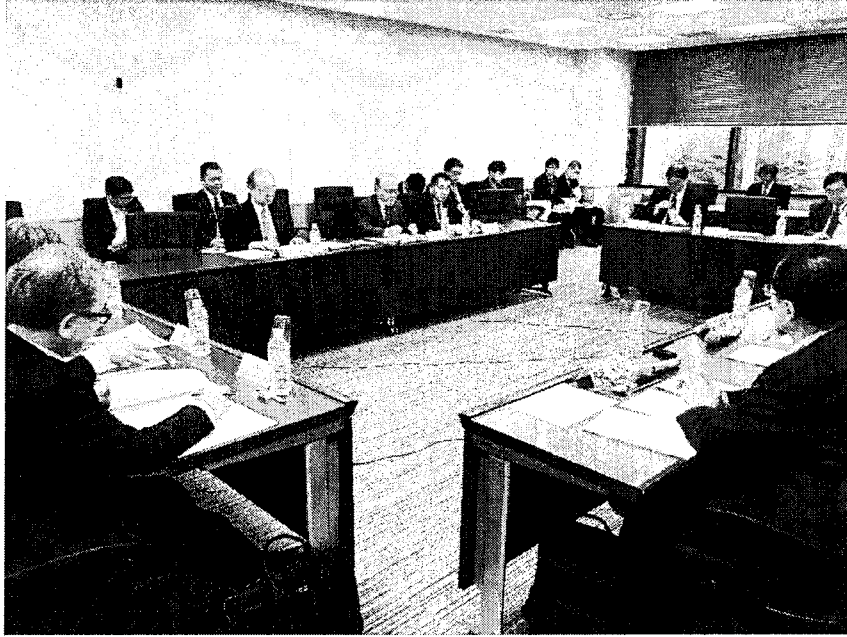
- ◆『幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会』
におけるヒアリングへ、保育三団体が対応…………… 1
- ◆「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」が公表される…………… 2
- ◆「平成 29 年度における私立保育所の運営に要する費用について」が一部改正さ
れる…………… 3

◆『幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置 の対象範囲等に関する検討会』におけるヒアリング へ、保育三団体が対応

平成 30 年 3 月 9 日 (金)、『幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会 (第 3 回)』のヒアリングへ、保育三団体が一体となって対応しました。

本検討会は、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)に基づく幼児教育の無償化を進めるにあたり、保育所、認定こども園、幼稚園以外の無償化措置の対象範囲等について検討するため、内閣官房の取り扱いで進められているものです。

ヒアリングでは、保育三団体協議会として統一意見として取りまとめた別紙資料を基に、本会からは万田会長が対応をはかりました(日本保育協会：大谷泰夫理事長、全国私立保育園連盟；小林公正会長)。



ヒアリングに対応する万田会長（写真左：日本保育協会大谷理事長、写真右：全国私立保育園連盟小林会長）

主な意見として、

- (1) これまで要望してきた、子育て世代の経済的負担の軽減につながる策の拡充には賛意を示しつつ、
- (2) 保育の量の拡充のみならず、質の向上を両輪として推進される必要があること、
- (3) 3歳以上児の保育の無償化は、『保育認定に係る利用者負担を基本に検討されるもの』と考えていること、
- (4) 一方、0～2歳の保育の無償化範囲が、当面、住民税非課税世帯のすべての子どもとされていることの拡大においては、若い世帯の負担が軽減されるよう、優先順位なども考慮しての検討を求めること、
- (5) 国の「幼児教育・保育の無償化」によって、これまで各自治体の単独措置として利用料の負担軽減に確保されていた財源が、この機に、子ども・子育て支援施策以外に供されることの無いよう、また、自治体によって取り組みが異ならないようにすること、

の5点を述べました。

検討会のホームページは下記のとおりです。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mushouka/index.html

◆「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」が公表される

平成30年3月7日、内閣府・文部科学省・厚生労働省は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」を公表しました。

第1章第1節の1「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本」には、幼児期

の教育における見方・考え方を新たに示すとともに、計画的な環境の構成に関連して教材を工夫すること、また、教育及び保育は、園児が入园してから修了するまでの在園期間全体を通して行われるものであることが示されています。

さらに第1章第1節の3では「幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示され、第2章の「ねらい及び内容」との関係について解説されています。

第2章の、満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容並びに配慮事項等に関しては、保育所保育指針の保育の内容の新たな記載を踏まえており、また、満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容に関しては、幼稚園教育要領のねらい及び内容の改善・充実を踏まえて示されています。

第3章「健康及び安全」では、現代的な諸課題を踏まえた記述と、全職員が相互に連携し、それぞれの専門性を生かしながら組織的かつ適切な対応を行うことができるような体制整備や研修を行うよう求められています。

第4章「子育て支援」は、保護者の自己決定の尊重や幼保連携型認定こども園の特性を生かすことなどの記述の充実がはかられています。

解説の全文は、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>認定こども園>告示文・解説
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kokuji.html>

◆「平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について」が一部改正される

平成30年3月1日、内閣府・厚生労働省は、連名通知「平成29年度における私立保育所の運営に要する費用について」の一部改正について」を発出しました。

これは、平成30年2月9日に示された公定価格（人事院勧告にそったおおむね1.1%の引き上げ）に対応する、基本分単価等のうち「人件費関係」の基準額等が改正されたものです。

委託費に係る予算積算上の給与格付けの例示には、人件費（年額）は、「所長」約485万円、「主任保育士」約455万円、「保育士」約384万円、「調理員等」約318万円とされています。本俸基準額等は通知をご参照ください。

内閣府ホームページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度
>法令・通知等
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆第2回協議員総会を開催 —平成30年度事業計画を策定……………1
- ◆現況報告書等の記載要領が明確化される……………1
- ◆子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】（内閣府）、平成29年度全国児童福祉主管課長会議（厚生労働省）が開催される……………2

◆第2回協議員総会を開催 —平成30年度事業計画を策定

平成30年3月14日（水）、全国保育協議会 第2回 協議員総会が開催されました。

平成29年度収支補正予算、平成30年度事業計画・収支予算に係る議案審議が行われ、原案どおりに承認されました。

万田会長は平成30年度事業計画の説明の中で、保育をめぐる諸制度の改革期に向けて、国・自治体等において具体的な議論が本格的に開始される重要な年度であることにふれ、本会の組織強化を進めるとともに、諸制度の課題を具体的に議論し広く発信することで、改革期の準備を確実なものとする旨を表明しました。

また審議事項に併せて、平成30年度会議・大会・研修会の日程や、全国保育士会の事業（平成29年度収支補正予算、平成30年度事業計画・収支予算）が報告されました。

平成30年度事業計画は、追って全国保育協議会ホームページに掲載いたしますので、ご参照ください。

◆現況報告書等の記載要領が明確化される

平成30年3月20日、厚生労働省は、「「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の一部改正について」（厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）を発出しました。

本通知では、現況報告書の記載要領の明確化が図られ、「11-2」の「地域における公益的な取組」の項目には、「本項目に記載する取組は、事業（反復継続したサービス提供）に限らず、継続的に行われるものではない取組も含む」ことが明記されました。

また、同通知に関する Q&A が発出されていますので、あわせてご確認ください。
詳細は、別添資料と厚生労働省ホームページをご参照ください。

※厚生労働省トップページ>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>生活保護・福祉一般
>社会福祉法人制度>社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

◆子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】（内閣府）、平成 29 年度全国児童福祉主管課長会議（厚生労働省）が開催される

平成 30 年 3 月 7 日、内閣府は、都道府県等を対象として「子ども・子育て支援新制度説明会」を開催しました。平成 30 年度当初予算案や子ども・子育て支援法の改正案等が説明されています。

また、平成 30 年 3 月 20 日、厚生労働省子ども家庭局は、「平成 29 年度全国児童福祉主管課長会議」を開催しました。保育課からは、「子育て安心プラン」や、平成 30 年度予算案等が説明されています。

いずれの会議においても、公定価格に関して「処遇改善等加算Ⅱ」の運用の見直し（全保協ニュースNo.17-41、平成 30 年 3 月 7 日号にて既報）の資料が提示され、平成 30 年度からの適用と説明されていますので、ご確認ください。

詳細については、内閣府、厚生労働省のホームページでご確認ください。

※内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度
>自治体向け情報>自治体向け説明会等>子ども・子育て支援新制度説明会

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/index.html>

※厚生労働省トップページ>政策について>審議会・研究会等>子ども家庭局が実施する検討会等
>全国児童福祉主管課長会議

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo.html?tid=129064>

（3 月 23 日現在、資料は掲載されていませんが、同ページの「2018 年 3 月 20 日」の「資料等」の欄に後日掲載されます。）

子 発 0320 第 6 号
社 援 発 0320 第 1 号
老 発 0320 第 4 号
平成 30 年 3 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
社会・援護局長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の
一部改正について

「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5（4）において別に定める様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「改正前通知」という。）の別紙により定めているところですが、今般、これを下記のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等をご了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 改正前通知（別紙 2 を除く。）を別添 1 のとおり改める。
2. 改正前通知の別紙 2 を別添 2 のとおり改める。

【新旧対照表】社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について（平成29年3月29日雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号）

改正後	現行
雇児発0329第6号 社援発0329第48号 老発0329第30号 平成29年3月29日 （最終改正：平成30年3月20日）	雇児発0329第6号 社援発0329第48号 老発0329第30号 平成29年3月29日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長 老 健 局 長 （公印省略）	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長 老 健 局 長 （公印省略）
社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について	社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について
<p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成28年11月11日付け雇児発1111第1号・社援発1111第4号・老発1111第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）別紙1社会福祉法人審査基準の第5その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中略）のうち</p>	<p>「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成28年11月11日付け雇児発1111第1号・社援発1111第4号・老発1111第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）別紙1社会福祉法人審査基準の第5その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中略）のうち</p>

<p>社会福祉法施行規則（中略）第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）及び「同条第14号に掲げる事項」（以下「社会福祉充実残額算定シート」という。）について、別紙1及び別紙2のとおり、その様式を定め、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通知に記載のとおり、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第9条第3号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととしているので、ご留意願います。</p> <p>この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）」については、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び関係通知で定める様式に従って届け出ることとします。</p> <p>各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。</p> <p>別紙1 現況報告書（平成〇〇年4月1日現在） 1～6（略）</p> <p>7. 前会計年度に実施した評議員会の状況 （略）</p> <p>8. 前会計年度に実施した理事会の状況 （略）</p> <p>9. 前会計年度に実施した監事監査の状況 （略）</p> <p>10. 前会計年度に実施した会計監査の状況 （略）</p>	<p>社会福祉法施行規則（中略）第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）及び「同条第14号に掲げる事項」（以下「社会福祉充実残額算定シート」という。）について、別紙1及び別紙2のとおり、その様式を定め、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通知に記載のとおり、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第9条第3号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととしているので、ご留意願います。</p> <p>この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）」については、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び関係通知で定める様式に従って届け出ることとします。</p> <p>各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。</p> <p>別紙1 現況報告書（平成〇〇年4月1日現在） 1～6（略）</p> <p>7. 前会計年度の評議員会の状況 （略）</p> <p>8. 前会計年度の理事会の状況 （略）</p> <p>9. 前会計年度の監事監査の状況 （略）</p> <p>10. 前会計年度の会計監査の状況 （略）</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>11 (略)</p> <p>12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (1) 社会福祉充実残額の総額 (円) (2) ~ (4) (略)</p> <p>13~15 (略)</p> <p>記載要領</p> <p>現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。</p> <p>【共通事項】 (略)</p> <p>【個別事項】</p> <p>1. 法人基本情報 (略)</p> <p>2. 当該会計年度の初日における評議員の状況 (1) ~ (3-1) (略) (3-2) 評議員の職業 ○ 各評議員の現在の職業を記載すること。 <u>(例) 社会福祉法人〇〇会理事、〇〇株式会社取締役、民生委員、児童委員</u> <u>((3-5)において他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況を「有」と選択した場合は、具体的な法人名を明記すること。)</u> (3-3) ~ (3-5) (略) (3-6) 評議員全員の報酬等の総額 ○ 評議員全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等)の総額(前会計年度の評議員に対して支出した実績額)を記載す</p>	<p>11 (略)</p> <p>12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (1) 社会福祉充実残額の総額 (円) (2) ~ (4) (略)</p> <p>13~15 (略)</p> <p>記載要領</p> <p>現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。</p> <p>【共通事項】 (略)</p> <p>【個別事項】</p> <p>1. 法人基本情報 (略)</p> <p>2. 当該会計年度の初日における評議員の状況 (1) ~ (3-1) (略) (3-2) 評議員の職業 ○ 各評議員の現在の職業を記載すること。</p> <p>(3-3) ~ (3-5) [略] (3-6) 評議員全員の報酬等の総額 ○ 評議員全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より評議員に対し支払われた報酬等)の総額(前会計年度の評議員に対して支出した実績額)を記載す</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3

<p>ること。</p> <p>(3-7) (略)</p> <p>3. 当該会計年度の初日における理事の状況 (1) ~ (3-3) (略) (3-4) 理事の常勤・非常勤 ○ 各理事の常勤・非常勤を「常勤」・「非常勤」のうちから選択すること。<u>なお、職員を兼務している場合でも、理事としての勤務形態を選択すること。</u></p> <p>(3-5) 理事選任の評議員会議決年月日 ○ 各理事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。</p> <p>(3-6) 理事の職業 ○ 各理事の現在の職業を記載すること。 <u>(例) 社会福祉法人〇〇会理事、〇〇株式会社取締役、民生委員、児童委員</u></p> <p>(3-7) ~ (3-11) (略) (3-12) 理事全員の報酬等の総額 ○ 理事全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より理事に対し支払われた報酬等)の総額(前会計年度の理事に対して支出した実績額)を記載すること。 <u>なお、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、特例として、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を右のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこと(※)。</u> (※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、理事全員の報酬等の総額を記載した上で、右のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「特例有」・「特例無」のうちから選択すること。</p>	<p>ること(※)。 (※) 平成28会計年度については、役員等を兼務している場合には、<u>評議員としての報酬のみを記載すること。</u></p> <p>(3-7) (略)</p> <p>3. 当該会計年度の初日における理事の状況 (1) ~ (3-3) (略) (3-4) 理事の常勤・非常勤 ○ 各理事の常勤・非常勤を「常勤」・「非常勤」のうちから選択すること。</p> <p>(3-5) 理事選任の評議員会議決年月日 ○ 各理事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。<u>なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年度までの間、評議員を設置していない場合があることから、評議員会によらず理事を選任していた場合は、空欄として差し支えない。</u></p> <p>(3-6) 理事の職業 ○ 各理事の現在の職業を記載すること。</p> <p>(3-7) ~ (3-11) (略) (3-12) 理事全員の報酬等の総額 ○ 理事全員の報酬等(実費相当の旅費又は費用弁償を除き、法人より理事に対し支払われた報酬等)の総額(前会計年度の理事に対して支出した実績額)を記載すること。 <u>なお、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、特例として、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を右のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこと(※)。</u> (※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、<u>左のセルに理事報酬等の総額を記載した上で、右のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「特例有」・「特例無」のうちから選択した上、右のセルに理事報酬等</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4

<p>(3-13) (略)</p> <p>4. 当該会計年度の初日における監事の状況</p> <p>(1) ~ (3-1) (略)</p> <p>(3-2) ①監事の職業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各監事の現在の職業を記載すること。 <u>(例) 社会福祉法人〇〇会理事、〇〇株式会社取締役、民生委員、児童委員</u> <p>(3-2) ② (略)</p> <p>(3-3) 監事選任の評議員会議決年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各監事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。 <p>(3-4) ~ (3-7) (略)</p> <p>5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>6. 当該年度の初日における職員の状況</p> <p>(略)</p> <p>7. 前会計年度に実施した評議員会の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「出席者数」欄には実際に評議員会に出席した人数を記載すること。なお、記載に当たって、(4)に該当する場合の出席者数は、提案に同意した人数とすること。 <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>8. 前会計年度に実施した理事会の状況</p>	<p><u>の総額を記載すること。</u></p> <p>(3-13) (略)</p> <p>4. 当該会計年度の初日における監事の状況</p> <p>(1) ~ (3-1) (略)</p> <p>(3-2) ①監事の職業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各監事の現在の職業を記載すること。 <p>(3-2) ② (略)</p> <p>(3-3) 監事選任の評議員会議決年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各監事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。<u>なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年度までの間、評議員を設置していない場合があることから、評議員会によらず監事を選任していた場合は、空欄として差し支えない。</u> <p>(3-4) ~ (3-7) (略)</p> <p>5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>6. 当該年度の初日における職員の状況</p> <p>(略)</p> <p>7. 前会計年度の評議員会の状況</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「出席者数」欄には実際に評議員会に出席した人数を記載すること。なお、記載に当たって、(4)に該当する場合の出席者数は、提案に同意した人数とすること。<u>また、平成29年度の記載に当たって、平成28年度までの間、評議員と理事を兼務していた場合等については、評議員の欄のみにその出席者数を追加すること。</u> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>8. 前会計年度の理事会の状況</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(略)</p> <p>9. 前会計年度に実施した監事監査の状況</p> <p>(略)</p> <p>10. 前会計年度に実施した会計監査の状況</p> <p>(略)</p> <p>11. 前会計年度における事業等の概要</p> <p>(1) ①~⑦ (略)</p> <p>⑧年間 (4月~3月) 利用者数延べ総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間 (4月~3月) の利用者数の延べ総数を記載すること。<u>(入所施設や通所施設等で利用者が当該施設を継続して利用する場合は、1日当たりの利用者数に利用日数を乗じて利用者延べ総数を算出すること。以下同じ。)</u>なお、相談事業等について、電話や文書による相談等を含めるとその数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。 <p>⑨社会福祉施設等の建設等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業 (前年度の年間収益が最も多い事業) へ記載すること (他の事業欄は空欄として差し支えないこと。)。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。 <u>(同一の建物で複数拠点が存在する場合は一拠点にのみ建設等の状況を記載すること。例えば、法人本部と保育園が一つの建物にあり会計上別々の拠点区分としている場合、保育園の拠点到記載すること。以下同じ。)</u> <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 延べ床面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ア</u> で記載した建物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。 <p>(2) ①~⑧、⑨ア~イ (略)</p> <p>ウ 延べ床面積</p>	<p>(略)</p> <p>9. 前会計年度の監事監査の状況</p> <p>(略)</p> <p>10. 前会計年度の会計監査の状況</p> <p>(略)</p> <p>11. 前会計年度における事業等の概要</p> <p>(1) ①~⑦ (略)</p> <p>⑧年間 (4月~3月) 利用者数延べ総数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年間 (4月~3月) の利用者数の延べ総数を記載すること。なお、相談事業等について、電話や文書による相談等を含めるとその数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。 <p>⑨社会福祉施設等の建設等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業 (前年度の年間収益が最も多い事業) へ記載すること (他の事業欄は空欄として差し支えないこと。)。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。 <p>ア~イ (略)</p> <p>ウ 延べ床面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ア</u> で記載した建物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。 <p>(2) ①~⑧、⑨ア~イ (略)</p> <p>ウ 延べ床面積</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ ア で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(3) ①～⑧、⑨ア～イ (略)

ウ 延べ床面積

○ ア で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

11-2. うち地域における公益的な取組 (地域公益事業含む) (再掲)

①取組類型コード分類

○ 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、事業概要のリストのうち、原則「地域における公益的な取組①～⑨」から選択すること (※)。

なお、本項目に記載する取組は、事業 (反復継続したサービス提供) に限らず、継続的に行われるものではない取組も含む。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

②～④ (略)

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額の総額

○ 社会福祉充実残額又は当該年度の時点で活用可能な社会福祉充実残額の総額を記載すること。残額が生じない場合は「0」を記載すること。なお、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合においては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。(※)

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別紙2「社会福祉充実残額算定シート」の「7. 「現況報告書」に記載する「社会福祉充実残額」の「合計」の金額が自動転記される。

(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)

○ 本項目の記載に当たって、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合においては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。

○ (ア) で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(3) ①～⑧、⑨ア～イ (略)

ウ 延べ床面積

○ (ア) で記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

11-2. うち地域における広域的な取組 (地域公益事業含む) (再掲)

①取組類型コード分類

○ 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、社会福祉法に基づき実施する事業をリストから選択すること (※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

②～④ (略)

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額の総額

○ 社会福祉充実残額の総額を記載すること。残額が生じない場合は「0」を記載すること。なお、平成29年度については、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合においては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。

(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)

○ 本項目の記載に当たって、平成29年度については、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合においては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額

①～③ (略)

(3) (略)

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

○ 社会福祉充実計画の実施期間を記載すること。複数の事業を行う場合には、最初に開始する事業の開始年月日及び最後に終了する事業の終了予定年月日を記載すること。なお、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合においては、当該承認申請中又は承認申請予定の期間を記載すること。

(例) 「平成29年8月1日～平成34年3月31日」

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) (略)

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費

○ 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること (※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、当該会計年度において同システムに入力された計算書類から自動計算される。

【資金収支計算書】

(略)

②施設・設備に係る公費

○ 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること (※)。

を記載すること。

①～③ (略)

(3) (略)

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

○ 社会福祉充実計画の実施期間を記載すること。複数の事業を行う場合には、最初に開始する事業の開始年月日及び最後に終了する事業の終了予定年月日を記載すること。なお、平成29年度については、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合においては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。

(例) 「平成29年8月1日～平成34年3月31日」

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) (略)

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費

○ 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること (※)。

なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年11月11日付「「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」による改正前の「「社会福祉法人の認可について」の別記第3「社会福祉法人現況報告書様式」の記載要領「3. 平成〇年度の法人の経営状況 (総括表)」の「介護報酬等の公費」に係る規定のとおり記載すること。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、平成29年度決算のデータ以降については、同システムに入力された計算書類から自動計算される。

【資金収支計算書】

(略)

②施設・設備に係る公費

○ 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること (※)。

なお、平成29年度の記載に当たっては、平成28年11月11日付「「社会福

<p>(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、当該会計年度において同システムに入力された計算書類から自動計算される。</p> <p>【資金収支計算書】 (略)</p> <p>③国庫補助金等特別積立金取崩累計額</p> <p>○ 法人設立時からの国庫補助金等特別積立金取崩累計額(各年度の事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額の和)を記載すること。記載に当たっては、現存する固定資産に対応した国庫補助金等特別積立金取崩累計額を記載すること。(基本財産及びその他の固定資産の明細書(別紙3(8))の「減価償却累計額(F)」の、うち国庫補助金等の額の、「基本財産及びその他の固定資産計」の金額を記載。)なお、計算が不可能な場合は空欄とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況</p> <p>○ 本項目については、直近の文書指摘事項について記載すること。</p> <p>①所轄庁から求められた改善事項</p> <p>○ 所轄庁から求められた改善事項を記載すること。また、当該改善事項に係る指導を受けた年月日(文書指摘通知日)を併せて記載すること。</p> <p>② (略)</p>	<p>社法人の認可について」の一部改正について」による改正前の「社会福祉法人の認可について」の別記第3「社会福祉法人現況報告書様式」の記載要領「3. 平成〇年度の法人の経営状況(総括表)」の「介護報酬等の公費」に係る規定のとおり記載すること。</p> <p>(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、平成29年度決算のデータ以降については、同システムに入力された計算書類から自動計算される。</p> <p>【資金収支計算書】 (略)</p> <p>③国庫補助金等特別積立金取崩累計額</p> <p>○ 法人設立時からの国庫補助金等特別積立金取崩累計額(各年度の事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額の和)を記載すること。記載に当たっては、現存する建物に対応した国庫補助金等特別積立金取崩累計額を記載すること。なお、計算が不可能な場合は空欄とすること。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況</p> <p>○ 本項目については、直近の文書指摘事項について記載すること。なお、平成28年度までに受けた報告徴収・検査への対応状況については、従前通りの取扱いで差し支えないこと。</p> <p>①所轄庁から求められた改善事項</p> <p>○ 所轄庁から求められた改善事項を記載すること。また、当該改善事項に係る指導を受けた年月日を併せて記載すること。</p> <p>② (略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><u>15. 退職手当制度の加入状況等</u> (略)</p> <p><u>その他留意事項</u></p> <p>○ 現況報告書中、施行規則第10条第3項に掲げる「(法人の運営に係る重要な部分に限り)」は以下の項目とする。</p> <p>1～15 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>別紙2 社会福祉充実残額算定シート (略)</p> <p>(別添) 社会福祉充実残額算定シート別添(財産目録)</p>	<p><u>15. 退職手当制度の加入状況等</u> (略)</p> <p><u>その他留意事項</u></p> <p>○ 現況報告書中、施行規則第10条第3項に掲げる「(法人の運営に係る重要な部分に限り)」は以下の項目とする。</p> <p>1～15 (略)</p> <p>○ 以下の項目については、平成29年度は記載不要である。</p> <p>5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況</p> <p>(1-1) 前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)</p> <p>(1-2) 前会計年度の会計監査人の監査報酬額</p> <p>(1-3) 前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無</p> <p>10. 前会計年度の会計監査の状況</p> <p>12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況</p> <p>(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額</p> <p>14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況</p> <p>(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況</p> <p>①実施者の区分</p> <p>②実施者の氏名(法人の場合は法人名)</p> <p>③業務内容</p> <p>④費用(年額)</p> <p>別紙2 社会福祉充実残額算定シート (略)</p> <p>(別添) 社会福祉充実残額算定シート別添(財産目録)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(略)</p> <p>記載要領</p> <p>社会福祉充実残額算定シートの入力に当たっては、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事務処理基準」という。)に定めるところによるほか、本記載要領に従うこと。また、入力に当たっては、別添の財産目録様式を適宜活用すること。</p> <p>なお、「3.「再取得に必要な財産」の「(1)将来の建替費用」における「建設工事費デフレーター」、「一般的1㎡当たり単価」及び「一般的自己資金比率」並びに「(2)大規模修繕に必要な費用」における「一般的大規模修繕費用比率」については、『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について』(平成29年1月24日付け社援基発0124第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。)に定める単価等を用いる。</p> <p>【共通事項】</p> <p>○ 黄色のセルに入力するに当たっては、貸借対照表、財産目録及び資金収支計算書の該当部分の金額を入力すること。</p> <p>○ 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合は、黄色のセルについては同システムに入力された貸借対照表、財産目録、資金収支計算書の該当部分の金額が自動転記されること。</p> <p>○ 青色のセルについては、シート内での自動転記又は自動計算を行うセルであることに留意すること。また、赤色のセルについては、各項目の合計額を算出するための計算式が入力されていることに留意すること。</p> <p>○ 橙色のセルについては、選択肢から選択すること。</p>	<p>(略)</p> <p>記載要領</p> <p>社会福祉充実残額算定シートの入力に当たっては、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事務処理基準」という。)に定めるところによるほか、本記載要領に従うこと。また、入力に当たっては、別添の財産目録様式を適宜活用すること。</p> <p>なお、「3.「再取得に必要な財産」の「(1)将来の建替費用」における「建設工事費デフレーター」、「一般的1㎡当たり単価」及び「一般的自己資金比率」並びに「(2)大規模修繕に必要な費用」における「一般的大規模修繕費用比率」については、『社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準』に基づく別に定める単価等について』(平成29年1月24日付け社援基発0124第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。)に定める単価等を用いる。</p> <p>【共通事項】</p> <p>○ 黄色のセルに入力するに当たっては、貸借対照表、財産目録及び資金収支計算書の該当部分の金額を入力すること。</p> <p>○ 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合は、黄色のセルについては同システムに入力された貸借対照表、財産目録、資金収支計算書の該当部分の金額が自動転記されること。</p> <p>○ 青色のセルについては、シート内での自動転記又は自動計算を行うセルであることに留意すること。また、赤色のセルについては、各項目の合計額を算出するための計算式が入力されていることに留意すること。</p> <p>(新設)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>○ 各計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。</p> <p>【個別事項】</p> <p>1.「活用可能な財産の算定」 (略)</p> <p>2.「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 (略)</p> <p>3.「再取得に必要な財産」 (1) 将来の建替費用</p> <p>○ 「財産の名称等」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物(基本財産及びその他の固定資産)ごとにその「場所・物量等」の内容を入力すること(※)。(※)施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「場所・物量等」の内容が自動転記される。</p> <p>○ 「取得年度」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得年度(数字4桁の西暦のみ)」を入力すること(※)。(※)施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得年度」が自動転記される。</p> <p>○ 「建設時延べ床面積」欄については、該当する建物ごとにその建設時の延べ床面積を入力すること。なお、単位は「㎡」(小数点以下第4位を四捨五入のこと。)とすること。</p> <p>○ 「建設時自己資金」欄については、該当する建物ごとにその建設時の自己資金額を入力すること。なお、正確な金額が不明な場合は「0」と入力すること。</p> <p>○ 「大規模修繕実績額」欄については、当該建物の過去の大規模修繕に要した費用の実績額を記載すること。なお、過去に大規模修繕を実施していない場合は「0」。</p>	<p>○ 各計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。</p> <p>【個別事項】</p> <p>1.「活用可能な財産の算定」 (略)</p> <p>2.「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 (略)</p> <p>3.「再取得に必要な財産」 (1) 将来の建替費用</p> <p>○ 「財産の名称等」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物(基本財産及びその他の固定資産)ごとにその「場所・物量等」の内容を入力すること(※)。(※)施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「場所・物量等」の内容が自動転記される。</p> <p>○ 「取得年度」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得年度(数字4桁の西暦のみ)」を入力すること(※)。(※)施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得年度」が自動転記される。</p> <p>○ 「建設時延べ床面積」欄については、該当する建物ごとにその建設時の延べ床面積を入力すること。なお、単位は「㎡」(小数点以下第4位を四捨五入のこと。)とすること。</p> <p>○ 「建設時自己資金」欄については、該当する建物ごとにその建設時の自己資金額を入力すること。なお、正確な金額が不明な場合は「0」と入力すること。</p> <p>○ 「大規模修繕実績額」欄については、当該建物の過去の大規模修繕に要した費用の実績額を記載すること。なお、正確な金額が不明な場合は「不明」とすること。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>と入力することとし、正確な金額が不明な場合は「不明」とすること。</p> <p>○ 「減価償却累計額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「減価償却累計額」を入力すること（※）。</p> <p>（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「減価償却累計額」が自動転記される。</p> <p>○ 「当該建物の建設時の取得価額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得価額」を入力すること（※）。</p> <p>（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得価額」が自動転記される。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4. 「必要な運転資金」 (略)</p> <p>5. 「計算の特例」</p> <p>○ 事務処理基準3の(7)の規定により、「3. 「再取得に必要な財産」の「(4) 合計」における「合計」の額及び「4. 「必要な運転資金」の「合計額」の額を合計して得た額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、2から4までを入力した結果にかかわらず、「2」の「(3) 合計」における「合計」の額及び法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」を合計して得た額を控除することができることとされている。この場合、本計算式を使用すること。(※)</p> <p>(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合であって、この特例の適用を受けられるときには、上記の計算結果が自動的に反映される。なお、計算の特例の適用状況を変更する場合には、「6. 社会福祉充実残額」の「計算の特例適用」欄から「適用しない」を選択すること。</p>	<p>○ 「減価償却累計額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「減価償却累計額」を入力すること（※）。</p> <p>(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「減価償却累計額」が自動転記される。</p> <p>○ 「当該建物の建設時の取得価額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得価額」を入力すること（※）。</p> <p>(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得価額」が自動転記される。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4. 「必要な運転資金」 (略)</p> <p>5. 「計算の特例」</p> <p>○ 事務処理基準3の(7)の規定により、「3. 「再取得に必要な財産」の「(4) 合計」における「合計」の額及び「4. 「必要な運転資金」の「合計額」の額を合計して得た額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、2から4までを入力した結果にかかわらず、「2」の「(3) 合計」における「合計」の額及び法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」を合計して得た額を控除することができることとされている。この場合、本計算式を使用すること。</p> <p>(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合であって、この特例の適用を受けられるときには、上記の計算結果が自動的に反映される。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>6. 「社会福祉充実残額」 (略)</p> <p>7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」</p> <p>○ 「社会福祉充実残額」欄については、「6. 「社会福祉充実残額」の「合計」欄の金額が自動転記される。</p> <p>○ 「社会福祉充実計画用財産」欄については、社会福祉充実計画の実施期間中に、当該計画に基づき新たに取得した土地及び建物（基本財産及びその他の固定資産に係るもの）がある場合、当該土地等を取得した年度の次年度から当該計画を終了するまでの間、「貸借対照表価額」の合計額を入力すること。(※)</p> <p>(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「△」を選択した、全ての財産の「貸借対照表価額」が自動転記される。</p> <p>8. 「社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）」 (略)</p>	<p>6. 「社会福祉充実残額」 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7. 「社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）」 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A」の送付について

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関する「事業の概要等」等の様式については、（平成29年3月29日雇発0329第6号、社援発0329第48号、老発0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別紙に定めていますが、今般、別添のとおり、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A」をとりまとめましたので、ご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A

問1 社会福祉法人（以下、「法人」といいます。）が、財務諸表等電子開示システム（以下、「電子開示システム」といいます。）により、現況報告書、計算書類等を届け出した場合、システムにおいて公表される時期はいつか。

（答）

電子開示システムにより届け出た場合、現況報告書、計算書類等は、法人が所轄庁へ届出を行った後、概ね1週間程度でシステム上に公表されます。一方、社会福祉充実計画は、所轄庁にて財務諸表等入力シートの内容を確認（電子開示システムで確認処理を実施）した後、概ね1週間程度で公表されることになります。

問2 届出書類の届出先について、4月1日の時点ではA市が所轄庁だったが、届出を行う時点ではB県に所轄庁が変更になった。この場合はどちらに届出を行えばよいか。

（答）

一般的には、届出を行う時点の所轄庁であるB県に届出を行います。

問3 電子開示システムにより、所轄庁から、都道府県または厚生労働省に対して財務諸表等入力シートの提供を行った後に記載内容の誤りが確認された場合、どのように修正したらよいか。

（答）

都道府県（都道府県において承認済みの場合は、都道府県を通じて厚生労働省福祉基盤課）に対して、差戻しの処理を行うよう依頼する必要があります。そのうえで、法人において入力シートの修正を行い、再度、届出又は提供の処理を行ってください。

問4 法令上、現況報告書の時点は毎年度4月1日とされているが、社会福祉法第45条の34第1項第二号に規定する役員等名簿についても同時点の内容とすべきか。

（答）

役員等名簿については、届出時点で作成する必要があります。なお、役員等名簿は、毎年度定時評議員会最終結後、6月までに所轄庁に届け出すこととされている計算書類等と併せて届出することを想定しています。

問5 「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択した場合、電子開示システム上で「非公表」の処理を行うとあるが、どの項目が非表示となるのか。

（答）

現況報告書記載要領P1【共通事項】に記載されているとおり、以下の項目については、システム上「非公表」の処理が行われます。

1. 法人基本情報

(1) 都道府県区分 (2) 市町村区分 (3) 所轄庁区分 (4) 法人番号 (8) 主たる事務所の住所 (9) 主たる事務所の電話番号 (10) 主たる事務所のFAX番号 (12) 従たる事務所の住所

1.1. 前会計年度における事業等の概要

(1) 社会福祉事業の実施状況③事業所の所在地 (2) 公益事業③事業所の所在地 (3) 収益事業③事業所の所在地

問6 「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設は、どのように記載すればよいか。

(答)

「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設（障害者グループホーム、DV被害者相談事業等）については、所在地情報等公表しない事項を空欄として届出を行ってください。なお、所轄庁として必要な情報については、電子開示システムとは別に法人から情報提供を受けて下さい。

問7 評議員全員の報酬等の総額には、アドバイザーとして法人と別に委託契約をしている場合、当該報酬額も含める必要があるのか。(記載要領2.(3-3)関係)

(答)

評議員としての報酬のみが対象となるため、含める必要はありません。

問8 所轄庁からの再就職状況は、法人の所轄庁が変更となった場合、変更前の所轄庁分も含めて記載するのか。(記載要領2.(3-4)等関係)

(答)

法人の所轄庁が変更となった場合についても、評議員・理事・監事に再就職した時点の所轄庁から再就職した場合は記載する必要があります。

問9 所轄庁からの再就職状況は、所轄庁退職後再就職するまでの期間が数年間空いたとしても「有」を選択する必要があるか。(記載要領2.(3-4)等関係)

(答)

お見込みの通りです。

問10 理事全員の報酬等の総額は、職員給与を受けている理事が複数いる場合も記載する必要があるのか。(記載要領3.(3-12)関係)

(答)

職員給与を受けている者が1人の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合に職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこととしています。一方、職員給与を受けている理事が複数いる場合は個人の職員給与が特定されないため、職員給与額を含めて理事報酬等の総額に記載する必要があります。

問11 理事全員の報酬等の総額は、前会計年度の理事に対して支出した実績額を記載することとなっているが、前会計年度の途中から職員としての給与を受けている者が理事になった場合、当該理事の職員としての給与はどこまで含めるのか。(記載要領3.(3-12)関係)

(答)

理事に就任した日以降に支給された職員としての給与を記載する必要があります。

問12 前会計年度における理事会への出席回数について、テレビ会議で理事会に出席した場合出席回数に含むのか。(記載要領3.(3-13)関係)

(答)

含めて記載する必要があります。

問13 「常勤専従」と「常勤業務」の違いを教えてください。(記載要領6.関係)

(答)

同一の法人又は施設内で複数の職務に従事しているかどうかにより違いが生じるものとされています。例えば、本部職員兼施設長、施設長兼介護職員、看護職員兼機能訓練指導員、特養とシヨートの施設長の業務などは「常勤業務」と考えます。

問14 常勤換算数の計算方法を教えてください。(記載要領6.関係)

(答)

例えば、一日8時間(週40時間)が施設の常勤の従業者が勤務すべき時間の場合、一週間のうち2日間は本部職員、3日間はA施設に勤務している職員の本部における常勤換算数は $2 \times 8 = 16$ 時間、16時間 \div 40時間 $= 0.4$ (常勤換算数)となりますので、法人本部職員における常勤換算数は0.4とし、施設・事業所職員の常勤換算数は0.6となります。

問15 中古物件を購入して利用している場合の建設年月日はいつを記載すればよいか。(記載要領1.1.(1)⑨ア関係)

(答)

当該物件の建設年月日を把握している範囲で記載してください。なお、正確な日付が不明な場合は空欄で差し支えありません。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆平成30年3月28日参議院本会議において平成30年度予算が成立
—平成30年度公定価格が示される……………1
- ◆「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」公表……………1
- ◆平成30年度 保育所・認定こども園
「保健・衛生専門研修会」受講申込の受付を開始……………2
- ◆平成29年度ふくし映像レポート
「クリエイティブな“ふくし”の魅力」公開……………4
- ◆全国社会福祉協議会 人事異動のお知らせ（児童福祉部関係抜粋）……………5

◆平成30年3月28日参議院本会議において平成30年度予算が成立 —平成30年度公定価格が示される

平成30年3月28日、参議院本会議において、平成30年度予算が成立しました。

これを受け、内閣府は3月30日、平成30年度の公定価格を告示し、平成29年度の公定価格に比べ、1.1%の引き上げが行われています。

平成30年度予算については、内閣府、厚生労働省のホームページや、本ニュースNo.17-35平成29年12月28日号等をご参照ください。また、平成30年度公定価格については、内閣府ホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

◆「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」公表

平成30年3月30日、厚生労働省は、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年

改訂版)」を公表しました。

本ガイドラインは、平成 24 (2012) 年の前回改訂から 5 年が経過し、保育所保育指針の改定や関係法令等の改正、感染症対策に関する最新の知見等が得られたことをふまえ、有識者による「保育所における感染症対策ガイドラインの見直し検討会」における検討を経て、今般、2 回目の改訂が行われました（検討経過等は、本ニュースNo.17-38 平成 30 年 2 月 2 日号等をご参照ください）。

改訂されたガイドラインは、全体構成を整理・再編するとともに、各節の冒頭に要点を示すなど、記載方法等の工夫がされました。また新たに、保育所と医療・保健機関、行政機関等との連携の重要性等を明記されています。ガイドラインに記載された情報は、最新のものに改められたほか、近年の感染症対策に関する研究成果等による知見をふまえ、個別の感染症の症状や予防、感染拡大防止策等に関する記載の充実が図られています。

ガイドラインの詳細は、別添の資料 1 をご参照ください。ガイドラインの全文は、厚生労働省ホームページから PDF をダウンロードすることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

◆平成 30 年度 保育所・認定こども園 「保健・衛生専門研修会」受講申込の受付を開始

全国保育協議会では、標記研修会の受講申込の受付を開始しました。詳細は、全国保育協議会ホームページに掲載の開催要項をご参照ください（ホームページ内からお申込みいただくことができます）。

平成 30 年度 保育所・認定こども園「保健・衛生専門研修会」

1. プログラム

【第 1 日目〔6 月 8 日(金)〕】

11:00 開会

11:15~12:15 行政説明 厚生労働省 子ども家庭局 保育課(予定)

13:15~15:00 「感染症への理解と対応」

講師：菅原 民枝 氏（国立感染症研究所 主任研究官）

感染経験が少なく、体力・免疫力ともに十分でない乳幼児にとって、保育所・認定こども園等は初めての集団生活の場であることから、起こりやすく広がりやすい感染症に対する備えはとくに重要です。

保育所・認定こども園等における感染症対策としての基礎知識や予防のポイント、最新の感染症情報、有効な対策等について学びます。

15:15~17:00 「保育現場の保健・衛生に関わる安全管理・安全確保について」

講師：遠藤 登 氏（保育応急救護協会 代表）

日々の保育においては、子どもの主体的な活動を尊重し、支援する必要がある、子ども

が成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいです。子どもの安全確保のためには、研修や訓練をとおした職員の資質の向上を図ること、緊急時の対応体制の確認をしておくこと等、日頃からの取り組みが重要です。

アレルギーや感染症、食中毒、誤飲誤嚥、熱中症等、日常保育における保健・衛生にかかわる、さまざまな事故を予防し、リスクを最小限に抑えるための危機管理の考え方、また、リスクマネジメントにおいて効果的な園内コミュニケーション等を学びます。

【第2日目〔6月9日(土)〕】

9:30~12:30 「保育現場におけるアレルギー対応と実践」

講師：伊藤 浩明 氏（あいち小児保健医療総合センター副センター長
兼 総合診療科部長）

安全で安心な生活が送れることを前提に、食物アレルギーのリスクを踏まえた対応と最新の正しい知識を職員全員が共通して理解することが重要です。アレルギーのある子どもが増加傾向にあるなか、もしもの時のアレルギー対応や、日頃の実践について学ぶとともに、エピペン練習用トレーナーを使用した演習も行います。

13:30~15:15 「保育現場における配慮を要する子どもや課題をもつ保護者への支援」

講師：小川 淳 氏（横浜市総合リハビリテーションセンター
センター長）

配慮を要する子どもや、発達障害のある子どもが園に在籍することは、多くの園で見られる光景です。保育所・認定こども園等は子どもが日々の生活や遊びをとおしてともに育つ場所であり、すべての子どもの健やかな育ちを支援するため、障害のある子どもや特別な配慮を要する子どもも、保護者や関係機関と密接に連携しながら、保育を行っていくことが重要です。

配慮を要する子どもの特徴や、気になる行動をとる理由を理解するとともに、課題をもつ保護者に対して、保育者としてどのように寄り添い、支援するべきかについて学びます。

(15:15 閉会)

2. 主催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
〔実施主体 全国保育協議会〕
3. 後援(予定) 日本保育保健協議会、全国乳児福祉協議会
4. 期日 平成30年6月8日(金)~9日(土)
5. 会場 東京ベイ幕張ホール(JR海浜幕張駅 徒歩5分)
6. 対象 (1)保育所・認定こども園の長、保育士・保育教諭、看護師、栄養士、調理員、
子育て支援センター職員等
(2)乳児院の関係者
7. 参加費(昼食・宿泊費は含みません) 会員 14,000円 会員でない方 19,000円
8. 定員 500名
9. 締切 平成30年5月11日(金)〔定員になり次第、締切とさせていただきます〕

◆平成 29 年度ふくし映像レポート 「クリエイティブな“ふくし”の魅力」公開

全社協政策企画部広報室は、毎年、地域における福祉組織の活動・取組の現状や、福祉施設の仕組みや役割、利用方法、利用者やそこで働く人の現状等について、映像を通して伝えることで、広く全国の福祉関係者及び国民の理解を深め、支援の広がりを目指すことを目的に「ふくし映像レポート」を制作し、全社協ホームページで公開しています。

平成 29 年度は、福祉の仕事の専門性と魅力・やりがいの発信を通じ、福祉に対するポジティブなイメージを形成することを目的として、標記映像レポートを制作しました。

本映像レポートでは、4カ所の社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会で働く専門職にスポットをあて、高齢福祉、児童福祉、障害福祉各分野での、専門性に基づいた現場実践等を紹介し、人が人を支える福祉の仕事の意義や魅力をお伝えしています。

福祉関係者はもちろんのこと、これからの社会を担う中・高・大学生や一般の方々にもご覧いただきたい内容となっております。本映像は、「Youtube」からご視聴いただけますので、各施設においてご活用いただきたくご案内いたします。詳細は、別添の資料 2 をご参照ください。

平成 29 年度 ふくし映像レポート
「クリエイティブな“ふくし”の魅力」

【再生時間】 27 分 20 秒（全体版のほか、法人ごとに約 6 分に編集した短編版も公開）

【取材協力】

社会福祉法人 日向更生センター 特養 皇寿園(宮崎県)

社会福祉法人 千草会 花の井保育園(千葉県)

社会福祉法人 南山城学園(京都府)

社会福祉法人 名古屋市昭和区社会福祉協議会・介護保険事業所(愛知県)

【視聴 URL】 <https://youtu.be/MeExl06Sz54>

※本件に関する問い合わせ

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部広報室

TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721 E-mail z-koho@shakyo.or.jp

◆全国社会福祉協議会 人事異動のお知らせ (児童福祉部関係抜粋)

(平成30年4月1日付)

新	氏名	旧
民生部長	佐 甲 学	児童福祉部長
児童福祉部長	岩 崎 香 子	地域福祉部 副部長
総務部 秘書室長	大 元 格 彦	児童福祉部 副部長
地域福祉部 副部長	水 谷 詩 帆	児童福祉部 参事 (全国児童養護施設協議会担当)
児童福祉部 副部長	山 下 朋 久	中央福祉学院 参事
総務部 部員	土 谷 一 貴	児童福祉部 部員 (全国保育士会担当)
民生部 部員	荒 井 雄 二	児童福祉部 部員 (全国保育協議会担当)
児童福祉部 参事 (全国母子生活支援施設協議会担当)	小 林 孝 則	出版部 参事
児童福祉部 部員 (全国児童養護施設協議会担当)	高 橋 広 弥	地域福祉部 部員
児童福祉部 部員 (全国保育協議会担当)	佐 藤 匠	政策企画部 広報室 部員
児童福祉部 部員 (全国保育士会担当)	廣 野 桃 子	出向〔〔社福〕天竜厚生会〕
児童福祉部 部員 (全国保育協議会担当)	中 川 こころ	新規採用
児童福祉部付 (全国児童養護施設協議会担当)	濱 口 美 穂	〔社福〕旭川荘より出向
出向〔〔社福〕旭川荘〕	鈴 木 彩 夏	児童福祉部 部員 (全国保育協議会担当)

(平成30年3月31日付)

新	氏名	旧
児童福祉部付解除	堀 内 洋 介	児童福祉部付 〔〔社福〕大阪自彊館より出向〕

*全国保育協議会・全国保育士会担当は、次のとおりです。
今年度もよろしくお願ひ申しあげます。

児童福祉部 部長 岩崎 香子
副部長 山下 朋久

【全国保育協議会担当】

参 事 安藤 紀彦
部 員 仁木 隆文
部 員 佐藤 匠
部 員 中川 こころ

【全国保育士会担当】

参 事 宗方 涼
部 員 秋田 菜摘
部 員 廣野 桃子
部 員 源河 章乃

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」の概要

<目的>

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示し、保育士等が医療関係者や関係機関と連携し、感染症対策に取り組みむ際に活用する。

1. 感染症に関する基本的事項

- ・ 乳幼児及び保育所の特性、感染症の発生要因を踏まえ、個人と集団の健康確保の観点から行う感染症対策の基本
- (1) 感染症とその三大要因
- (2) 保育所における感染症対策
- (3) 学校における感染症対策

2. 感染症の予防

- ・ 感染者への対応、各感染経路の特徴と対策、予防接種の基本的事項、日常的な衛生管理の具体的方法等
- (1) 感染予防
 - ア) 感染源対策 ① 感染経路別対策
 - ウ) 感受性対策（予防接種等） ② 健康教育
- (2) 衛生管理
 - ア) 施設内外の衛生管理 ① 職員の衛生管理

3. 感染症の疑い時・発生時の対応

- ・ 感染症の早期発見、発生時の処置、家庭や地域との連携、罹患後の登園再開に係る基本的考え方と具体的手順等
- (1) 感染症の疑いのある子どもへの対応
- (2) 感染症発生時の対応
- (3) 罹患した子どもが登園する際の対応

4. 感染症対策の実施体制

- ・ 保育所内の組織的取組、保健所等の関係機関との連携等、保育所内外における実施体制整備の重要性
- (1) 記録の重要性
- (2) 医療関係者の役割等
 - ア) 嘱託医の役割と責務 ① 看護師等の役割と責務
- (3) 関係機関との連携 (4) 関連情報の共有と活用
- (5) 子どもの健康支援の充実

別添1 具体的な感染症と主な対策（特に注意すべき感染症）

別添2 保育所における消毒の種類と方法

別添3 子どもの病気～症状に合わせた対応～

別添4 医師の意見書及び保護者の登園届

参考 感染症対策に資する公表情報

関係法令等

(個別の感染症ごとの症状、予防・治療方法、感染拡大防止策等)

(消毒薬の種類・用途及び希釈方法等)

(発熱や嘔吐等、症状に応じた具体的な対応方法や留意事項等)

(罹患後の登園再開に関する基本的考え方を踏まえた書類の参考様式等)

(感染症対策に資する公表情報のURL)

(保育所保育指針、学校保健安全法、感染症法等)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」報告書が公表される（内閣府）……………1
- ◆子ども・子育て支援新制度「自治体向けFAQ（よくある質問）」第16版が発出される（内閣府）……………2
- ◆NHK受信料免除対象施設の拡大……………4

◆平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」報告書が公表される（内閣府）

平成30年3月30日、内閣府は、平成29年度「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」報告書を公表しました。

平成29年度「子ども・子育て会議」、「子ども・子育て会議基準検討部会」において、調査結果の概要は報告されていますが、報告書では、地域区分別、定員区分別（利用定員）の集計結果がまとめられています。

保育所、認定こども園の職員配置については、保育士・保育教諭をみると、公定価格基準（常勤換算）よりも実際の配置は上回っていることが確認できます。また、事業活動全体の収支をみると、保育所（私立）全体の損益差額は5.1%、地域区分別では3.1～7.0%、定員区分別では4.6～5.6%。認定こども園（私立）全体の損益差額は9.0%、幼保連携型（私立）のみでは8.3%、地域区分別の幼保連携型（私立）では3.1～9.9%、利用定員別の幼保連携型（私立）では5.9～9.8%であり、平成29年度の子ども・子育て会議において内閣府からの報告にもあったように、地域や定員規模による損益差額に有意性はみられません。

詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。

内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>制度の概要

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

◆子ども・子育て支援新制度「自治体向けFAQ（よくある質問）」第16版が発出される（内閣府）

平成30年3月30日、内閣府は「自治体向けFAQ（よくある質問）」の第16版を発出しました。修正・追記された項目のうち、保育所・認定こども園に関する項目を抜粋して記載します。詳細は、内閣府ホームページにてご確認ください。

「自治体向けFAQ（よくある質問）」（第16版）より、全保協事務局抜粋

【認定こども園】

P. 54

No. 212（事項）子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業の関係 修正

（問）

認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。

（答）

認定こども園に実施が義務付けられている子育て支援事業（認定こども園法第2条第12項）と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第6条の3第6項）とは、定義の一部が類似しているものの、相互に独立した事業です。

子育て支援事業は、地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、子どもの養育に関する問題について相談に応じて必要な情報の提供、助言等の援助を行う事業のほか、地域の家庭において保護者からの相談に応じる事業や、家庭における保育が一時的に困難となった地域の子どもについて認定こども園又はその居宅において保護を行う事業等を含んでおり、認定こども園は、いずれかの事業を実施することが義務付けられています。

他方、地域子育て支援拠点事業は、地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行うことに特化した事業であって、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであり、「週3日以上・1日5時間以上の開所」「専任職員2名以上配置」など、充実した体制を整えることが要件となります。

これらの要件を満たせば、認定こども園にも、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することができます。現に、平成25年度には、拠点事業のうち140か所は、認定こども園を実施場所としています。（平成26年6月末時点の集計状況）

地域子育て支援拠点事業は、新制度施行時点で約6,000か所ですが、消費税財源を投入し、将来的には中学校区に1か所（全国で10,000か所）を目標として、整備を進めることとしています。

市町村におかれては、地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行するに当たり、地域における子育て支援を推進する観点から、同事業の委託を継続していただくことが望ましいと考えますが、地域のニーズや実情を踏まえて適切に御判断くださいますようお願いいたします。

【認定・利用調整】

P. 115

No. 43（事項）客観的な状況の変化が伴わない場合の支給認定の変更 新規

（問）

客観的には2号認定を受けることができるにもかかわらず、希望により1号認定を受け認定こども園に在園している支給認定保護者が、就労状況の変化等がないにもかかわらず、夏休みや冬休みなどの長期休暇期間中だけ2号認定に変更したいとの申請があったときは、変更を認めないとすることができるのでしょうか。

（答）

支給認定の変更は、子ども・子育て支援法第23条第2項において、「市町村は、（中略）、必要があると認めるときは、支給認定の変更を行うことができる」とされています。

ここに規定する「必要があると認めるとき」は、就労状況の変化等、保護者の状況に客観的な変化があり、支給認定の変更の必要が生じた場合を想定していますので、単に保護者の希望が変わったことだけを理由として支給認定の変更を申請された場合には、市町村の判断により当該変更を認めないとする事も可能です。ただし、その場合は、保護者にあらかじめ、「支給認定の変更に当たっては、客観的な必要性が市町村により認められることを要する」ことについて、丁寧な説明のうえ、理解を得ておくことが重要となります。

【利用定員・認可定員】

P. 124

No. 13（事項）認定こども園における1号利用定員と2号利用定員の取扱い 修正

（問）

認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2号認定から1号認定に変更になった場合、1号認定から2号認定に変更になった場合、それぞれどのような取扱いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないといけないのでしょうか。

（答）

保護者の就労状況が変化し、支給認定区分が変更となった場合でも、子どもが通う施設の変更はできる限り避けることが望ましいと考えています。

特に、認定こども園の場合、保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることがメリットのひとつであることから、利用定員に空きがある場合はもちろんのこと、利用定員に空きがない場合であっても、認可（認定）基準を満たす範囲であれば、一時的な定員超過を認める柔軟な取扱いが可能です。

なお、利用定員の超過が恒常的に生じる場合には、適切に利用定員を見直していただくことが必要です。

P. 126

No. 20（事項）利用定員を減少させた場合の定員弾力化 新規

（問）

認可定員よりも少ない利用定員を設定する場合、利用定員の弾力化による受け入れはできないのでしょうか。

また、その場合、利用定員を弾力化後の実利用定員に合わせて変更する必要がありますか。

(答)

認可定員より少ない利用定員を設定した場合においても、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応等、やむを得ない事情が生じた場合には、認可基準を満たす範囲で利用定員を超えた受け入れをしても差し支えありません。

また、その場合であっても、利用定員を弾力化後の実利用定員にあわせて直ちに変更する必要はありませんが、利用定員の超過が恒常的となった場合には、適切に利用定員を見直していただくことが必要となります。

【認定こども園】

P. 158

No. 33 (事項) 幼保連携型認定こども園の移行特例 新規

(問)

改正認定こども園法の施行日の前日以前より運営されていた幼稚園や保育所が、幼保連携型認定こども園に移行した後に園舎の増改築等を行う場合、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第4条の移行特例は適用されるのでしょうか。

(答)

当該幼稚園・保育所の既存設備を用いている範囲については、引き続き基準附則第4条の移行特例は適用されます。

ただし、移行特例が適用されている施設にあっても、幼保連携認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準に適合されるよう努めることが求められているとともに、国においても施行10年経過後を目処に特例の運用状況等を勘案し、移行特例の内容等を検討することとしていることを踏まえ、認可権者と協議し適切な施設整備を行ってください。(参考：幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(平成26年11月28日付通知))

全文は、内閣府ホームページをご参照ください。

内閣府トップページ>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>Q&A 集

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

◆NHK受信料免除対象施設の拡大

平成30年4月1日から、NHK受信料免除対象施設が拡大されました。

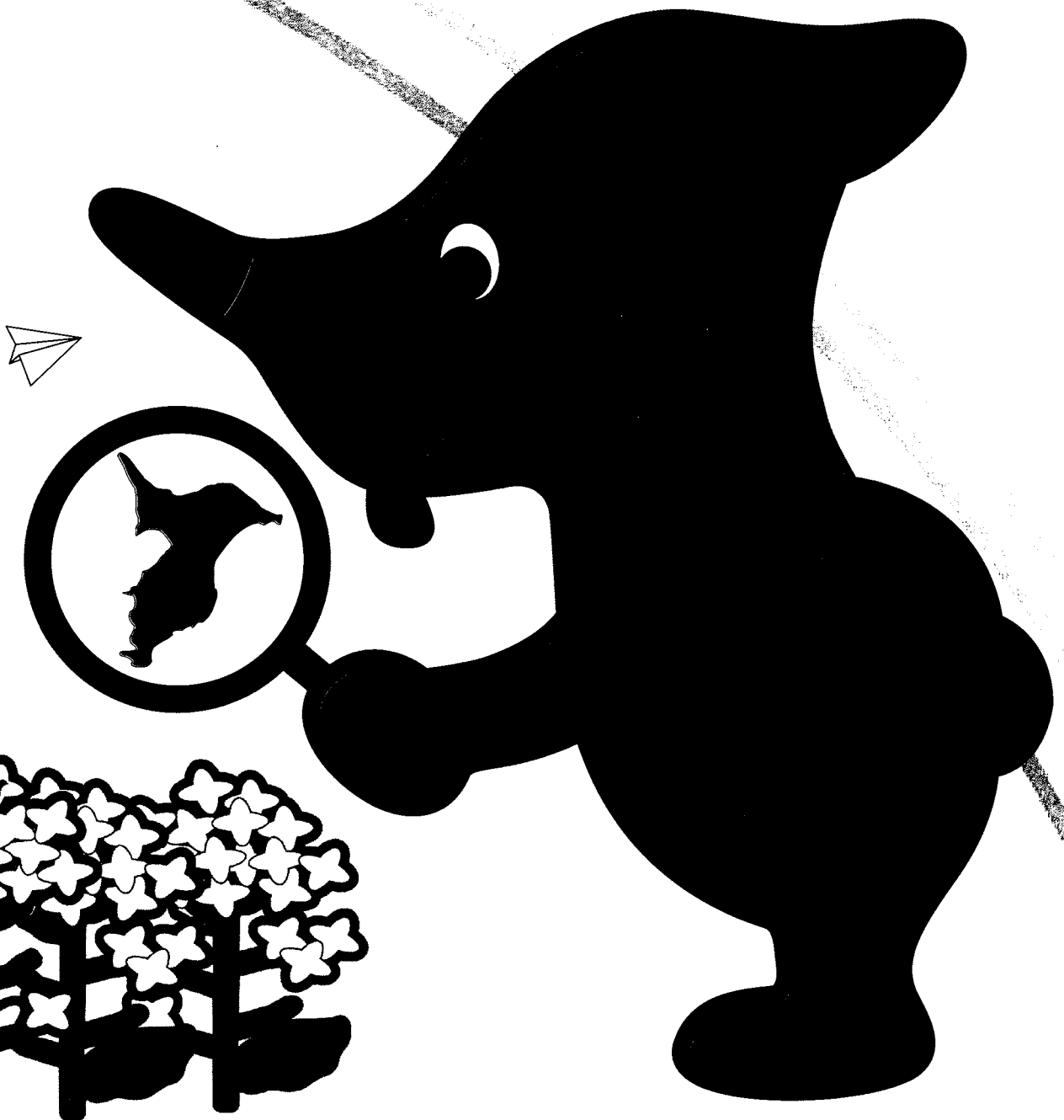
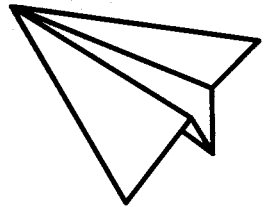
保育所、幼保連携型認定こども園等に加えて、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が受信料全額免除の対象として示されています。

お手続き等の詳細は、NHKホームページにてご確認ください。

NHKオンライン>受信料の窓口トップ>「社会福祉施設に関する免除基準の変更」について

http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo-henkou_h300401.html

平成30年度
第59回 関東ブロック
保育研究大会
開催要綱



参加・宿泊・昼食のご案内

期 日：平成30年7月30日(月)～7月31日(火)

開 催：千葉県 千葉市 幕張メッセ

第59回 関東ブロック保育研究大会 開催要綱

1 主 題

すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして
～ 保育の原点を探る ～

2 開催趣旨

平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行され、各自治体で策定された「子ども・子育て支援事業計画（都道府県においては子ども・子育て支援事業支援計画）」に基づき各種事業が進められています。平成30年4月には新しい保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領が施行され、幼児教育無償化が盛り込まれた新しい経済政策パッケージが閣議決定されるなど、進められる改革の中で保育者の資質・専門性の向上がこれまで以上に求められています。

保育現場の課題は、待機児童の多い地域と、過疎化が進んで乳幼児が減少している地域の格差が広がってきていることです。また、保育士不足も深刻な課題で、保育者の処遇改善や保育士の復職支援等の解決には、関係機関が一丸となって取り組まなければなりません。

保育・子育て支援関係者が、制度改革の趣旨や今後求められている役割・責務を適切に理解するとともに、保育の原点を探り、子どもの「主体的・対話的で深い学び」を育むために、養護と教育が一体となった保育の営みの大切さを広く世にアピールする必要があります。

本大会は、保育の社会的意義と役割、保育実践などについて議論を深め、今後の保育の質・専門性の向上と、関東ブロック内保育関係者等の連携を深めることを目的に開催します。

3 主 催

千葉県 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 千葉県保育協議会 関東ブロック各都県指定都市
関東ブロック各都県指定都市社会福祉協議会 関東ブロック保育協議会

4 後援（予定）

内閣府 厚生労働省 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会／全国保育士会

5 期 日

平成30年7月30日(月)～31日(火)

6 会 場

幕張メッセ国際会議場（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）

7 大会運営

この大会を円滑に進めるため、主催各都県指定都市の保育協議会（部会）、保育士会（部会）、保育行政主管課、社会福祉協議会の代表者及び開催県の保育協議会会長が委嘱した者をもって構成する運営委員会を置く。

運営委員長は、開催県である千葉県保育協議会会長を、副委員長は、千葉県保育協議会副会長・保育士部会長及び千葉県健康福祉部長、千葉県社会福祉協議会事務局長をもってあてる。

運営委員長は、別途実行委員を委嘱し、実行委員会を置く。

8 大会役員

この大会は次の役員をもってあてる。

①分科会議長

「分科会議長割当表」により指定された都県指定都市の社会福祉協議会または保育協議会等から推薦のあった者をあてるものとし、各分科会の議事を行う。

②大会幹事

運営委員長が委嘱し、分科会の進行にあたる。

9 分科会助言者

運営委員長は、分科会ごとに1名の助言者を委嘱する。

10 参加者

1,300名 この大会の参加者は次のとおりとする。

- ①保育所等の施設長、保育士、その他の職員
- ②保育行政機関、保育士養成校の関係者
- ③社会福祉協議会関係者
- ④学識経験者
- ⑤保護者、その他保育事業関係者

11 参加費・負担金及び参加申し込み

- ・参加費 1人 12,000円
- ・負担金 各都県指定都市 100,000円

12 日 程

【第一日目】7月30日(月)	
会場/幕張メッセ国際会議場コンベンションホール	
受付	11:30~12:30
オープニング	12:00~12:20
開会式	12:30~13:30
基調講演	13:40~14:40
休憩	14:40~15:00
記念講演	15:00~16:30
次期当番県挨拶	16:30~16:40
第一日目終了	17:00

【第二日目】7月31日(火)	
会場/各分科会会場(幕張メッセ国際会議場内)	
受付	9:00~9:30
分科会討議等	9:30~15:00
閉会	15:00

日	AM			PM								
	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
第一日目 7/30(月)				受付 11:30~12:30 運営委員会	オープニング	開会式	基調講演	休憩	記念講演	次期当番県挨拶	閉会	分科会打合せ 17:30~18:30
第二日目 7/31(火)	各分科会受付 9:00~9:30		分科会	昼食		分科会		閉会	処理委員会 15:30~			

13 研究方法

- ①全体会 初日の全体会は、基調講演及び記念講演を行う。
- ②分科会 研究テーマに基づき、各都県指定都市からあらかじめ提出された代表意見を中心に研究討議を行う。
意見の発表時間は、1人20~25分以内とする。
あらかじめ議長・助言者及び幹事を主催者が委嘱し、分科会の運営にあたる。

14 オープニングアトラクション

寺島 瑞穂 (てらしま みづほ) 氏

千葉県生まれ 香取市在住

千葉敬愛短期大学 初等教育科 卒業

娘二人の母親

現在「清水こども園」に勤務 (旧・清水保育園)

子育て支援センターと時間外保育を担当している



短大卒業後、県内の幼稚園に勤務する。結婚を機に退職、専業主婦となる。子育て支援センター「おひさま」に娘と通い、そこでの出会いやできごとが後の人生に大きな影響を与えていく。子育て支援センターを巣立った後も、絵本の語りや保育等のボランティア、育児講座への参加を続けながら、保育士資格を取得する。

スタッフと利用者で構成する「劇団おひさま」を結成し、地域の保育園、児童館、市役所ロビーコンサート、文化祭等にて紙人形劇の公演活動を展開している。オリジナルの脚本・音楽・制作・演出を手がける。

2017年2枚のCDを自主制作。地域や保護者の方々から「子育て中のいろんな気持ちに共感できる」と好評を得ている。只今3枚目のCDを制作中。

15 基調講演

汐見 稔幸 (しおみ としゆき) 氏

演題「保育の原点を探る」



1947年 大阪府生れ

東京大学教育学部卒、同大学院博士課程修了

東京大学大学院教育学研究科教授を経て、

2007年10月から白梅学園大学教授・学長、2018年3月退職

専門は教育学、教育人間学、保育学、育児学。育児学や保育学を総合的な人間学と考えており、ここに少しでも学問の光を注ぎたいと願っている。また、教育学を出産・育児を含んだ人間形成の学として位置づけたいと思い、その体系化を与えられ

た課題と考えている。保育者たちと臨床育児・保育研究会を立ち上げ、定例の研究会を続けている。

また、同会発行の現場本位の保育雑誌『エデュカーレ』の責任編集者でもある。

<その他の社会活動>

社会保障審議会児童部会保育専門委員会委員長/BPO青少年委員会委員長/NPO法人理事/ぐうたら村村長など多数。

<最近の育児・幼児教育関係の主な著書>

『男の子のカラダとココロの育て方』2015年（赤ちゃんとママ社）

『保育者論[第2版]（最新保育講座）』編著2016年（ミネルヴァ書房）

『保育のグランドデザインを描く:これからの保育の創造にむけて』2016年（ミネルヴァ書房）

『「天才」は学校で育たない』2017年（ポプラ新書）

『人生を豊かにする学び』2017年（筑摩書房）など

<指針・要領の解説について>

・『新指針・要領からのメッセージ さあ、子どもたちの「未来」を話しませんか』2017年（小学館）

・『平成29年告示 保育士保育指針まるわかりガイド：ここが変わった』2017年（チャイルド本社）

・イラストたっぷりやさしく読み解く 保育所保育指針ハンドブック』2017年（学研プラス）

・イラストで読む！幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領はわかりBOOK』2017年（学陽書房）

・ここがポイント！3法令ガイドブッカー新しい「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の理解のために』2017年（フレーベル館）

16 記念講演

諸富 祥彦（もろとみ よしひこ）氏

演題「人と人とのつながりから質の高い保育が生まれる」

福岡県出身の心理カウンセラー、心理学者

1986年筑波大学人間学類、1992年同大学院博士課程修了

英国イーストアングリア大学、米国トランスパーソナル心理学研究所客員研究員、千葉大学教育学部講師、助教授（11年）を経て、現在、明治大学文学部教授・教育学博士



悩める教師を支える会代表などを務め、人間性心理学（人間の肯定的側面を強調した心理学）やトランスパーソナル心理学（人間性心理学における自己超越の概念をさらに発展させた心理学）を専門としている。また、スクールカウンセラーとしても長きに亘り活動しており、学校カウンセリングや生徒指導などの専門家としても知られている。

世界を変えるため、時代の精神（ニヒリズム）と「格闘する思想家・心理療法家」（心理カウンセラー）。日本トランスパーソナル学会会長、日本カウンセリング学会理事、日本産業カウンセリング学会理事、日本生徒指導学会理事。教師を支える会代表、現場教師の作戦参謀。

臨床心理士、上級教育カウンセラー、学会認定カウンセラーなどの資格を持つ。

ホームページ：<http://morotomi.net/>

著作 単著、編著多数。

民放、NHK問わず、テレビ、ラジオ出演多数。

分科会

分科会は8分科会及び特別分科会とし、それぞれのテーマ、研究方針、研究の視点は次のとおりとします。

第一分科会

新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

〔助言者〕 矢萩 恭子 氏（和洋女子大学 教授）

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度により、「保育の必要性（の認定）」に基づいて、保育が提供されることとなりました。

また、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援法の趣旨から、認定こども園制度を改め、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをあわせもった新たな幼保連携型認定こども園が創設されました。

保育所では、これまで保育所保育指針に基づき、児童福祉施設として、各保育所における創意工夫のもと、保育実践をすすめてきました。認定こども園では、保育所保育指針を踏まえた「認定こども園教育・保育要領」に基づき、保育が展開されています。

本テーマでは上記実践のもと、子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障し、保育の質を向上していくための手法や、さらに今後の保育をめぐる動きの中で大切にすべき保育実践の視点について研究を深めます。

（研究の視点）

- ①子ども一人ひとりの育ちに応じた質の高い保育の実践、具体的な手法
- ②保育の質の向上のための自己評価等を研究・活用
- ③利用者の個別ニーズに対応したきめ細かな保育を提供

第二分科会

配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

〔助言者〕 佐藤 慎二 氏（植草学園短期大学 教授）

保育所・認定こども園等では、グレーゾーンを含めて発達障害などで配慮を必要とする子どもの増加が指摘されています。また、保護者自身が生活面など何らかの課題を持ち、子育てに困難が生じるケースも増えています。

本テーマでは、こうした子どもや保護者に対する保育・子育て支援関係者としての関わり方、あるいは保育者としていかに寄り添い、支援を行うべきかについて研究を深めます。

（研究の視点）

- ①子どもの育ちの実態や課題を保育の中から明らかにしていく
- ②さまざまな機関との連携や協働の内容とすすめ方
- ③保護者との相互理解を図るための工夫

第 三
分科会

保育者の資質向上を図る

[助言者] 岡 健 氏 (大妻女子大学 教授)

保育所・認定こども園等における今日的状況として、職員の就業形態や雇用形態の多様化の進展があげられます。そのため、職員間の連携、チームワークの形成や職場全体としてのスキルアップに一層留意する必要があります。

また、子ども・子育て支援新制度施行後、利用状況の多様化も進んでいます。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の内外の研修や情報共有のあり方、保育者の自己評価など、職員の資質向上にむけた効果的な実践、さらに今後保育者に求められる資質向上のあり方について研究を深めます。

(研究の視点)

- ①職場内で研修に取り組む必要性とすすめ方
- ②研修意欲の向上と職場環境の整備
- ③内部研修、外部研修の実践における課題と工夫

第 四
分科会

地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

[助言者] 高山 静子 氏 (東洋大学 准教授)

保育所保育指針において、保育所の「入所児保護者に対する子育て支援」と「地域の子育て家庭への支援」が明確に示されています。また、幼保連携型認定こども園でも、子育て支援の実施が義務付けられています。

一方で地域のつながりが弱まる中、子育てに孤立感や孤独感を深めている家庭へのアプローチが、特に重要な取り組みとなっています。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の機能や、保育者の知識・技術をいかに活かしていくかなど、地域の子育て家庭に対する支援のあり方について研究を深めます。

(研究の視点)

- ①子どもを産み育てることへの不安の解消
- ②子どもの立場に立った保育と家庭支援
- ③子育ての喜びや楽しさを実感できる支援
- ④保育ソーシャルワークによる地域子育て家庭への支援

第 五
分科会

家庭や地域との連携による食育の推進

[助言者] 堤 ちはる 氏 (相模女子大学 教授)

乳幼児期の食育の推進は、「食べること」や「いのち」への関心、さらに適切な食習慣の形成において大変重要です。そして食に関する家庭との相互理解、さらに、地域の子育て家庭に向けた食育や、地域の食文化継承の視点から、保育所・認定こども園等のみならず、家庭や地域との連携のもとで実践を進めることが必要となります。

また、保育現場では、自園調理の意義や有用性の確立、食物アレルギーを持つ子どもへの対応等も大きな課題となっています。

本テーマでは、保護者をはじめ、家庭や地域と連携した食育の実践、食物アレルギーへの対応、食を通じた保育実践のあり方などについて研究を深めます。

(研究の視点)

- ①日々の保育の中での食育の位置づけ
- ②食育の取り組みにおける家庭との連携のすすめ方
- ③子どもの食生活や栄養の実態を踏まえた食事提供の必要性
- ④栄養士等の専門職や調理室を活かした地域社会への発信

第 六
分科会

子どものより良い育ちにおけた関係機関とのネットワーク

[助言者] 阿部 和子 氏 (大妻女子大学 教授)

子どものより良い育ちに向け、保育所・認定こども園等、小学校さらに中学校との連携は、子ども一人ひとりの成長を連続的にとらえるために重要です。

平成27年4月施行の新制度では、各市町村で策定された「子ども・子育て支援事業計画」等に基づき事業実施が行われ、各地域の保育施策の充実化に向けては、保育・子育て支援関係者と各地域の行政機関等との連携や、信頼関係の構築も一層大切になっています。

また、子どもの貧困に起因する課題への対応、児童虐待防止、病児・病後児保育など、保育所・認定こども園等単体のみならず、地域の関係各機関と連携・協働をもって進めるべき取り組みが数多くあります。

本テーマでは、子どものより良い育ちにおけた多様な機関との連携・協働のすすめ方や保育所・認定こども園等が果たすべき役割などについて研究を深めます。

(研究の視点)

- ①地域とのネットワークによるニーズ対応のあり方
- ②気になる子どものアフターフォローを含めた小学校との連携
- ③保育・子育て支援に関する課題とネットワーク構築上の課題
- ④ネットワークにおける保育所・認定こども園等の役割とノウハウ

第七
分科会

保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～

[助言者] 明石 要一 氏（千葉敬愛短期大学 学長）

少子化や核家族化が進む中、社会における人と人、特に子どもと大人がつながる場面が少なくなりつつあり、社会における子ども・子育てへの関心の低下を招いています。こうした中、子育て家庭や保育関係者に限らず、すべての人が子どもや子育てに関心を持つ取り組みが、安心して子どもを産み育てる社会づくりに向けて大切になっています。

本テーマでは、保育所・認定こども園等の地域に向けた諸活動の展開により、広く地域や国民に対して、子ども・子育てへの関心や保育の営みの重要性を発信し、地域全体で子育てを考えていく取り組みについて研究を深めます。

（研究の視点）

- ①子育て支援を軸とした新たな地域コミュニティのあり方
- ②保育所・認定こども園等と地域が一体となって取り組む伝統行事の意義と課題
- ③子育て文化への関心を高めるための取り組み

第八
分科会

公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割

[助言者] 増田 まゆみ 氏（東京家政大学 教授）

保育・子育て支援の今日的流れにおいては、都道府県や市町村の保育制度・施策に関する責務が増大する方向性であり、保育の質やその実践において地域格差が進むことが懸念されます。

本テーマでは、地域全体の保育の質の向上にむけた公立保育所・公立認定こども園等の意義や役割意識の普及、行政機関でもある特性を活かした具体的実践のあり方などについて研究を深めます。

（研究の視点）

- ①公立保育所・公立認定こども園等の特性を活かした取り組みの内容とすすめ方
- ②今、公立保育所・公立認定こども園等に求められている役割
- ③公立保育所・公立認定こども園等の運営上の課題と取り組みの方向

**特 別
分科会**

保育の原点を探る～主体的・対話的で深い学びを紐解く～

[助言者] 平田 智久 氏 (十文字学園女子大学 名誉教授)

中野 民夫 氏 (東京工業大学リベラルアーツ研究教育院 教授)

荻宿 俊文 氏 (青山学院大学 教授)

新しく適用された幼保連携型認定こども園教育・保育要領と幼稚園教育要領には、指導計画作成上の留意事項の中で「園児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現するようにする」ことが明記されました。このアクティブ・ラーニングの視点は、新しい学習指導要領の中でも重要な意味を含んでいます。

この分科会では、保育者自身が「主体的・対話的で深い学び」について、理解を深めることを目的に進行します。会全体が入れ子構造となっているので、自分の体験を今後の保育に生かさせます。参加者自身の気づきを、今後の研究の基礎として展開する場として捉えています。

(研究の視点)

- ①主体的な保育活動を考える
- ②対話的学びを考える
- ③教育・保育における深い学びを考える

17 資料等の各都県指定都市の提出（納入）期限

- ①分科会における意見発表原稿 5月18日(金)
- ②各都県指定都市負担金納入 5月31日(木)

18 参加者割当て（予定）

区 分	施設数	割当人数	率 (%)
埼玉県	798	160	20
長野県	555	94	17
東京都	1,322	212	16
横浜市	424	68	16
新潟県	671	107	16
相模原市	104	17	16
千葉市	147	24	16
栃木県	271	43	16

区 分	施設数	割当人数	率 (%)
群馬県	399	64	16
山梨県	222	36	16
静岡県	569	91	16
神奈川県	309	49	16
茨城県	508	81	16
川崎市	125	20	16
千葉県	703	234	
合 計	7,127	1,300	

19 分科会意見発表・議長割当

〔意見発表割当〕 ◎で表示

〔議長割当〕 ○で表示

分科会番号	1	2	3	4	5	6	7	8	特別	◎合計	○合計
川崎市		◎			○	◎				2	1
長野県	○		◎	◎						2	1
東京都		○			◎			◎		2	1
横浜市				○		◎	◎			2	1
埼玉県				◎		○		◎		2	1
新潟県	◎					◎	○			2	1
相模原市		◎			◎			○		2	1
千葉市			◎		○		◎			2	1
栃木県	◎			◎		○				2	1
群馬県			○				◎	◎		2	1
山梨県	○		◎		◎					2	1
静岡県	◎		○	◎						2	1
神奈川県			◎	○				◎		2	1
茨城県		◎			◎		○			2	1
千葉県	◎	○					◎	○	◎○	3	3
◎ 合計	4	3	4	4	4	3	4	4	1	31	
○ 合計	2	2	2	2	2	2	2	2	1		17

平成30年度 全国大会意見発表分担

参加・宿泊・昼食等のご案内

——— 歓迎のご挨拶 ———

拝啓 時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

このたび、千葉県千葉市において平成 30 年度「第 59 回関東ブロック保育研究大会」が開催されますことを心からお慶び申し上げます。本大会における皆様方の参加申込・宿泊・昼食等の手配を弊社にて担当させていただきますことになりました。

つきましては、ご案内の内容をご確認のうえ、弊社宛にお申込みいただきますようお願い申し上げます。

本大会の成功をご祈念申し上げるとともに、社員一同万全の体制で皆様方にご満足いただけますよう、お手伝いさせていただきます。

末筆ながら、皆様方のご来県を心よりお待ちしております。

敬具

京成トラベルサービス株式会社千葉支店

支店長 細井 健太郎

◇お申込み方法について

参加登録は、京成トラベルサービス株式会社千葉支店が受付・手配業務の委託を受けております。

- お申込みは、巻末の「申込書」に必要事項をご記入のうえ、ファックス又は郵便で直接お送りください。申込み締切は、5月31日（木）となります。
- 参加費等の諸費用は、請求書に記載の指定口座へお振込み下さい。請求書は、6月下旬頃に参加券類等と一緒に郵送いたします。なお、振込手数料は申込者負担となりますのでご了承ください。振込用紙の控えをもって領収書と替えさせていただきます。

◇変更・取消について

変更・取消の手続きについては、以下の通りといたします。

- 変更・取消は、ファックス又は郵便でお手続きをお願いいたします。トラブル防止のため、電話での受付は致しかねますので、ご了承ください。
- 取消の依頼を、弊社休業日（土・日・祝日）及び営業時間外（18：20～翌9：30）にされた場合は、翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 振込み後の大会参加費の返金は致しませんので、ご了承ください（大会資料等を後日郵送いたします）。
- 取消後の返金については、規定の取消料及び所定の振込手数料を差し引いた金額を、ご指定の口座へ送金いたします（手続きは大会終了後となります。事務処理上、若干の日数を頂戴いたします）。
- 取消料は、以下の通り申し受けます。

	大会参加費	宿泊代金	昼食弁当代	国内旅行総合保険
21日前まで	100%	無料	無料	無料
20～8日前まで		20%	無料	無料
7～2日前まで		30%	30%	無料
大会前日		40%	50%	100%
大会当日		50%	100%	
無連絡不参加		100%		

◇大会参加費等について

今回の大会参加費は、以下の通りです。

- 研究大会参加費 お一人様 12,000円
※上記金額に、宿泊代・昼食弁当代・国内旅行総合保険料は含まれません。

◇昼食（お弁当）について

ご希望により、ご昼食をご用意いたします。

- 7月31日（火） 12：00～13：00 引き渡し場所：国際会議場内引換所
※弁当代 1,300円（税込、お茶付）
※事前にお送りする「引換券」を忘れずにお持ちください。
※昼食は事前予約制となります。当日の販売はございませんので、ご了承ください。
※7月30日（月）はご用意しておりません。各自にてお願いいたします（会場周辺の飲食店は、P17「幕張新都心ガイド」をご参照ください）。

◇宿泊について

ご参加いただくにあたり、事前に下表ホテルの客室を確保しております。

- 宿泊設定日：大会当日 7月30日(月)
- 宿泊条件：1泊朝食付き(お一人様当たり、税金サービス料込)
- 宿泊申込みは、下表の希望ホテルの「申込記号」を申込書にご記入ください。
※先着順となりますが、最終的にご宿泊いただくホテル名のご案内は、6月下旬頃にお送りする関係書類でご確認ください。
- ツインをご希望の場合は、申込書に同室者名を必ずご記入ください。
- 禁煙・喫煙についても希望をお伺いしますが、部屋数に限りがありますので、ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。
- 原則、朝食不要の場合でも払い戻しはございません。
- 宿泊施設の場所は、別紙地図を参照ください。
- 飲食などの追加、またその他個人的な費用については、各自ご精算をお願いいたします。
- この旅行代金は、平成30年1月25日現在の料金を基準としております。
- 駐車料金は、普通車1泊あたりの駐車料金です。駐車料金は当日ホテルへ直接お支払ください。
※この場合の「1泊」とは、チェックイン(15:00)からチェックアウト(10:00)までを指します。尚、駐車場は事前予約制ではありませんので満車の場合、下記の駐車料金が適用されない場合もございます。また駐車料金は変更になる場合があります。ご了承ください(提携の駐車場のご案内になります)。

地図番号	ホテル名	幕張メッセからの時間	部屋タイプ	宿泊金額 お一人様あたり	申込記号	宿泊者駐車料金 1泊あたり
①	アパホテル&リゾート 東京ベイ幕張	徒歩3分	シングル	11,880円	A-1	1,000円
			ツイン	8,100円	A-2	
②	ホテルグリーンタワー幕張	徒歩5分	シングル	12,960円	B-1	1,000円
			ツイン	12,420円	B-2	
③	ホテルスプリングス幕張	徒歩7分	シングル	13,500円	C-1	700円
			ツイン	12,420円	C-2	
④	ホテルフランス	徒歩5分	シングル	11,880円	D-1	1,000円
			ツイン	10,800円	D-2	
⑤	ホテルニューオータニ幕張	徒歩3分	シングル	19,440円	E	無料
⑥	ホテルニューツカモト	電車 約15分	シングル	7,020円	F-1	無料
			ツイン	6,480円	F-2	

◇宿泊ホテル、全体会場・分科会会場について

ご案内のホテル及び今大会の会場の位置関係は、以下の地図を参考にご確認ください。

- 全体会場・分科会会場
幕張メッセ国際会議場

【住 所】 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1 TEL: 043-296-0001

【アクセス】 電車の場合：JR 京葉線 海浜幕張駅より徒歩5分

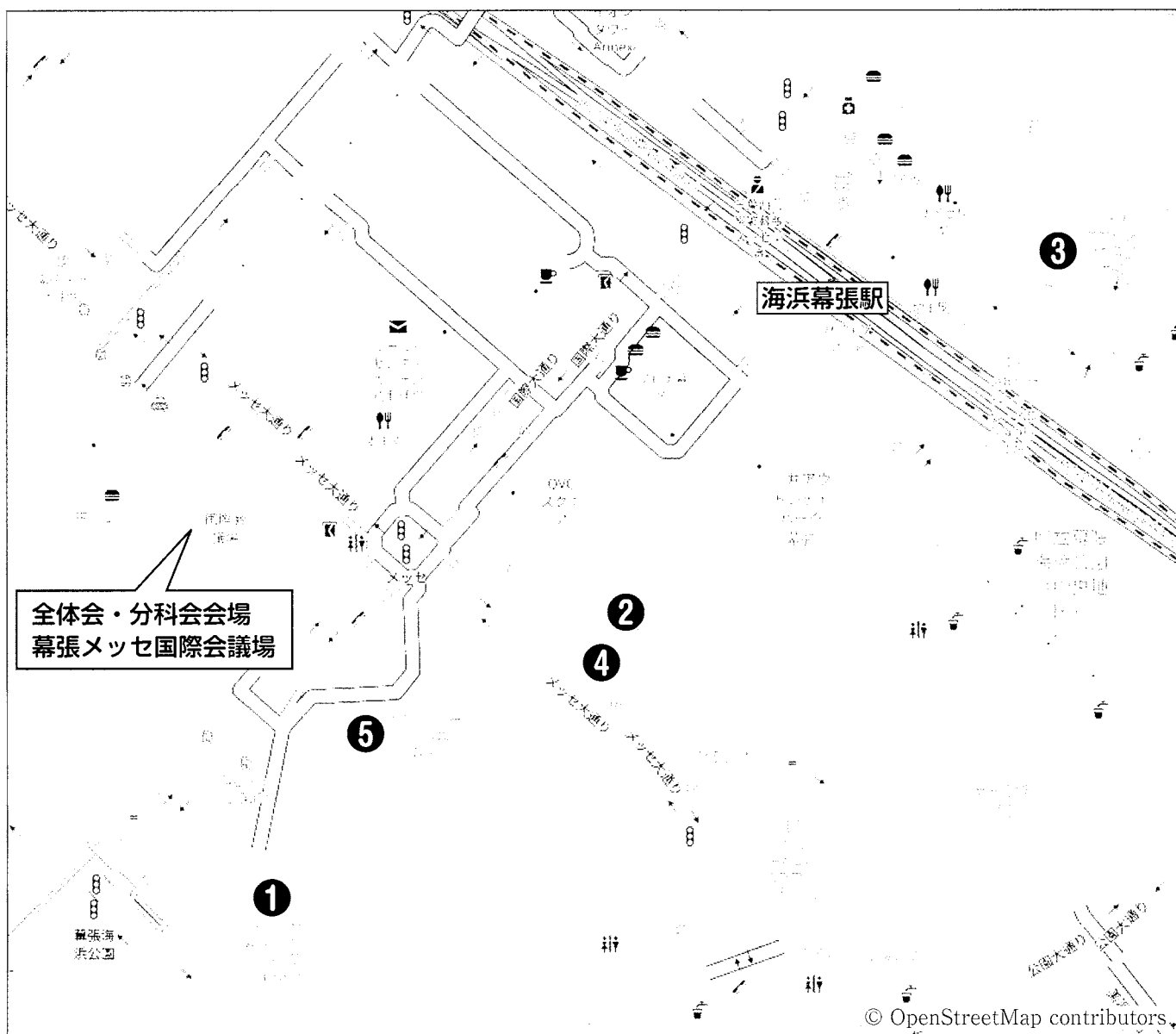
JR 総武線 幕張本郷駅より京葉バス 幕張メッセ中央バス停にて下車
(バス 15分)

お車の場合：東関東自動車道湾岸習志野ICより約5分【駐車場収容台数 5,500台】

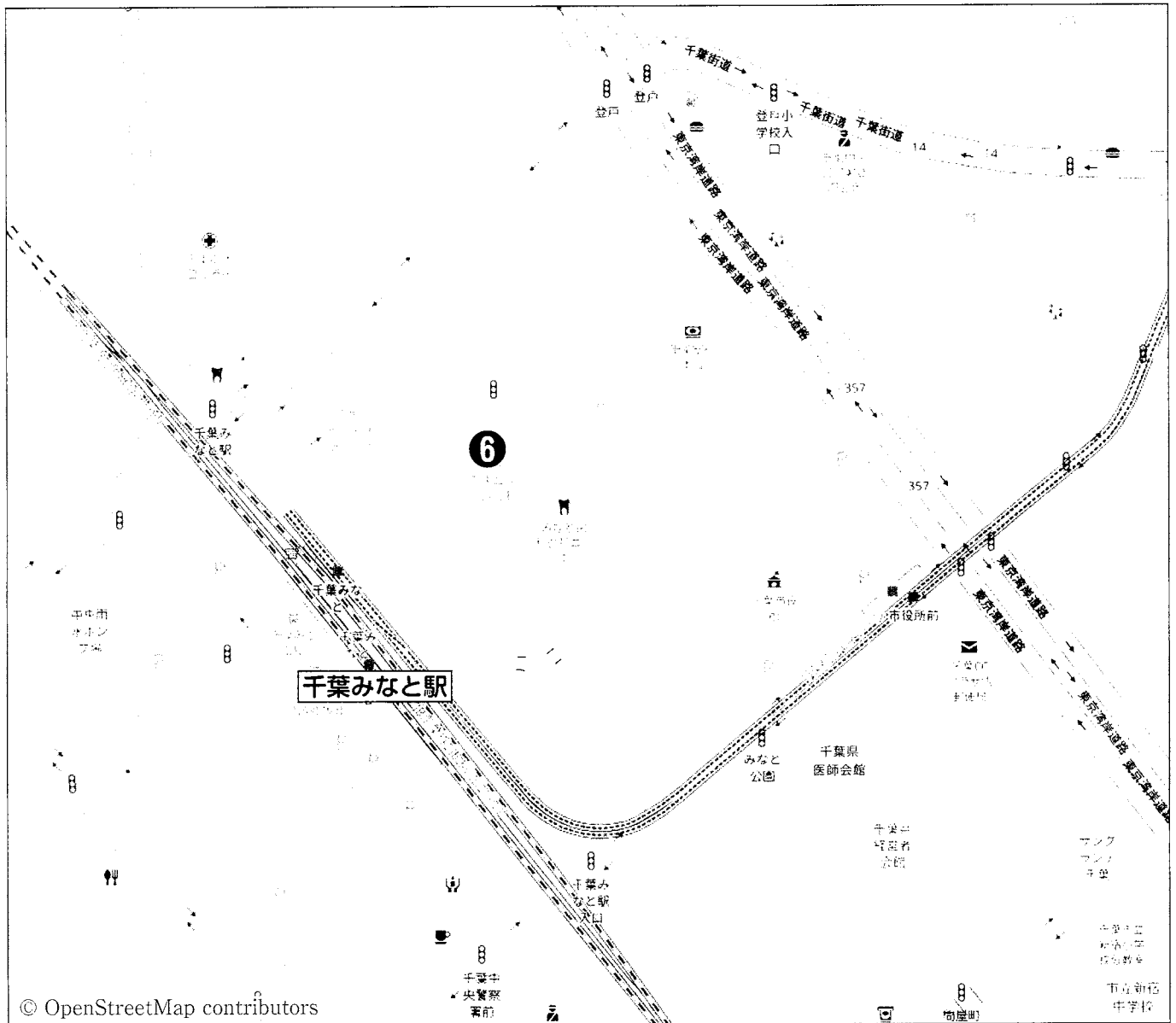
ただし、お車での場合は駐車料金がかかります

P1 幕張メッセ駐車場は普通車で1日1,000円です(営業時間は8:00～23:00)

<幕張メッセ周辺地図>



<千葉みなと周辺地図>



◇国内旅行総合保険のご案内

大会期間中の安全対策には十分ご留意されていると存じますが、より安心してご参加いただく為に任意保険のご案内をさせていただきます。

この保険は、大会期間中や往復の移動中の事故や窃盗などの万一の時の被害に対する思わぬ出費を補償する保険です。参加者の皆様方がより安心・安全にお出掛けいただけるように入社することをお勧めいたします。

- 補償額一覧表（Qタイプ保険料：お一人様 1,000 円、7月29日から8月1日までの3泊4日まで）

死亡後遺障害	826 万円	賠償責任	3,000 万円
入院保険金日額	8,000 円	携行品 (免責金額 3,000 円)	25 万円
通院保険金日額	4,000 円	救護者費用	100 万円

◇その他のご案内

お申込み前に必ずお読みくださいますようお願い申し上げます。

- 募集型企画旅行契約
本大会にかかるホテルのご提供は、京成トラベルサービス株式会社千葉支店が企画・実施するものであり、お申込み頂いたお客様と当社間で募集型企画旅行契約を締結することとなります。
詳しい旅行条件を記載した書面をお渡しいたします。
- 個人情報の取扱いについて
京成トラベルサービス株式会社は、申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配のための手続きに利用するほか、必要な範囲内で該当機関等及び手配代行者に提供いたします。また、大会主催者事務局に名簿作成等の目的により提出することがあります。
それ以外の目的でご提供いただいた個人情報を利用することはございません。
※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページでご確認下さい。
■ 京成トラベルサービス株式会社ホームページ
<http://www.keiseitravel.co.jp> ⇒ 個人情報のお取り扱い（トップページ最下部）
- 添乗員が同行します。
- 催行保証です。

◇お申込み・お問い合わせ先

旅行企画・実施 **京成トラベルサービス株式会社千葉支店**（観光庁長官登録旅行業第 70 号）

〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 2-5-1 タカソープラザ 110

TEL: 043-297-2151 FAX: 043-297-2122

担当者：金澤

《営業時間》 月曜日～金曜日 9:30～18:20（土はお取り扱いしません。日・祝日は休み）

NO.17-1020

送付先 (京成トラベル千葉支店) FAX: 043-297-2122

《申込書送付先・お問い合わせ》
 京成トラベルサービス株式会社 千葉支店
 〒262-0033 千葉市花見川区薬師本郷2-5-1
 タカソープラザ110
 TEL 043-297-2151 FAX 043-297-2122
 「第59回関東ブロック保育研究大会」係
 担当：金澤

平成30年度第59回関東ブロック保育研究大会参加登録・宿泊・お弁当 申込書

【申込区分】(新規申込み ・ 変更 ・ 取消)

施設名・所属	申込担当者名	
住所 (資料送付先)	都道府県名 ()	
電話番号	FAX番号	() () () - () - ()

【お願い】

- ①分科会は必ず第2希望までご記入ください。
- ②宿泊は必ず第2希望までご記入ください。
- ③禁煙・喫煙希望に○をつけてください。但し、予約状況によってご希望に沿えない場合がございます。

NO.	ふりがな(必ずご記入ください)	氏名	性別	年齢	職名	参加費	お弁当	分科会 (7/31)		宿泊希望ホテル (7/30宿泊)		国内旅行 傷害保険 1,000円	交通手段 ①電車 ②乗用車 ③貸切バス	同室者氏名 (ツイン利用の場合)	個人合計金額 ※宿泊は第一希望の金額を ご記入ください。	
								第1希望	第2希望	第1希望	第2希望					
例	けいせい たろう	京成 太郎	男	55	園長	12,000円	7月31日 1,300円	第1希望	第2希望	第1希望	第2希望	禁煙・喫煙 希望	禁煙 喫煙	○	①	26,180 円
1			男 女									禁煙 喫煙				円
2			男 女									禁煙 喫煙				円
3			男 女									禁煙 喫煙				円
4			男 女									禁煙 喫煙				円
													合計金額	円		

備考
 分科会議長名 :
 意見発表者名 :

【申込受付回答欄】

上記、お申込を受領いたしました

受付日	月	日	受付者
-----	---	---	-----

- ★空欄に必要事項をご記入のうえ、5月31日(木)までにお申込み下さい。
- ★お申込みは、FAXまたは郵送にてお願いいたします。また、必ず申込書の控え(コピー)をお取りください。
- ★5名様以上のお申込みの場合は、申込書をコピーして頂きご利用ください。
- ★変更・取消の場合は、上部【申込区分】欄に○印を付けて書面(FAX)にてご連絡下さい。



千葉県PR マスコット キャラクター
チーバくん

千葉県許諾 第A1671-1号

一般社団法人神奈川県保育会役員の選任手続きについて

- 現役員の任期は、4月の定時総会までとなっている。
- 今後の選任手続きは、「役員選任規程」に基づき次のとおり。

<理事・理事長の選任>

- ① 理事会で、新任の企画運営委員、正会員の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による「理事候補者名簿」を作成し、3月の企画運営委員会に提案して同意を得る。
- ② 3月の企画運営委員会で、自薦又は他薦による理事候補者を募集し、希望者が出た場合は、その場で諮り、同意が得られたら、「理事候補者名簿」に加える。
- ③ 4月定時総会で、役員改選議案を審議。承認後、新理事会を組織し、理事の中から理事長を選任し、総会の承認を受ける。
- ④ 承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長、事業別担当理事、理事長職務代理者を指名し、総会に報告する。

<監事の選任>

- ① 理事会で、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による「監事候補者名簿」を作成し、総会の承認を受ける。

神奈川県保育会ブロック別理事名簿(案)

ブロック名	保育所数	理事数	理事名(市町村・保育園)	市郡名
県東	62	3	宮田 丈乃(横須賀市・長井婦人会保育園)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦郡
			渡部 俊賢(横須賀市・和順保育園)	
			富田 知敬(鎌倉市・オランジエ)	
県央	92	4	萩原 敬三(伊勢原市・大原保育園)	厚木市、座間市
			藤田 理恵(厚木市・岡田保育園)	海老名市、伊勢原市
			新 磯野 一途(座間市・いその保育園)	大和市、綾瀬市
			新 笹野 つる子(綾瀬市・吉岡保育園)	愛甲郡、高座郡
県南	92	4	伊澤 昭治(藤沢市・五反田保育園)	平塚市、藤沢市
			岩澤 貞之(茅ヶ崎市・中海岸保育園)	茅ヶ崎市
			新 近藤 幹夫(藤沢市・わかたけ保育園)	
			新 鈴木 和代(平塚市・大町保育園)	
県西	64	3	都築 顕道(小田原市・山王保育園)	小田原市、秦野市
			山本 昇(秦野市・やまゆり保育園)	南足柄市、足柄下郡
			新 相馬 正覚(二宮町・二宮保育園)	足柄上郡、中郡
計	310	14		

市町村名	公立	民間	計
横須賀	10	21	31
鎌倉	5	15	20
逗子	2	4	6
三浦市	0	4	4
三浦郡	1	0	1
計			62
厚木	5	19	24
座間	9	8	17
海老名	6	8	14
伊勢原	3	9	12
大和	4	4	8
綾瀬	2	6	8
愛甲郡	6	0	6
高座郡	0	3	3
計			92
平塚	9	22	31
藤沢	15	19	34
茅ヶ崎	6	21	27
計			92
小田原	5	21	26
秦野	5	15	20
南足柄	1	4	5
足柄下郡	0	2	2
足柄上郡	0	6	6
中郡	2	3	5
計			64
総計			310

※理事数は各ブロック20施設当たり1名を目安に。

理事会推薦「理事候補者名簿」

	氏 名	保育園名（市町名）	備 考
1	萩原敬三	大原保育園	伊勢原
2	宮田丈乃	長井婦人会保育園	横須賀
3	伊澤昭治	五反田保育園	藤 沢
4	都築顕道	山王保育園	小田原
5	岩澤貞之	中海岸保育園	茅ヶ崎
6	山本 昇	やまゆり保育園	秦 野
7	藤田理恵	岡田保育園	厚 木
8	渡部俊賢	和順保育園	横須賀
9	富田知敬	オレンジ	鎌 倉
10	鈴木和代	大町保育園	平 塚
11	磯野一途	いその保育園	座 間
12	近藤幹夫	わかたけ保育園	藤 沢
13	笹野つる子	吉岡保育園	綾 瀬
14	相馬正覚	二宮保育園	二 宮

理事会推薦「監事候補者名簿」

	氏 名	保育園名（市町名）	備 考
1	小川 晃	松林こころえん	茅ヶ崎
2	安藤 多津子	三和こども園	横須賀

一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室運営委員の選出について

一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程第10条第2項により提案する。

	氏 名	所属・職名	備 考
新	大本 ゆう子	鎌倉市立由比ヶ浜保育所	新 任

現任の関口 まり子委員の退職に伴う後任候補として(任期は平成31年3月31日までとする)

参考

一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室規程
(相談室委員の選任手続き)

第10条

2 運営委員会委員は、本会理事長が選考した候補者の中から、理事会の決議を経て決定し委嘱する。